四日市市議会 議員政策研究会 新しい図書館を考える分科会

調查研究報告書

目 次

1.	調査研究項目及び手法 ・・・・・・・・・・・・・・ P 1
2.	委員名簿 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
3.	調査研究の実施経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
4.	四日市市立図書館の現況及び利用者数・図書館費等の推移について ・・・・・・・ P3
5.	図書館に関する諸条件調査 ・・・・・・・・・・・・・ P6
6.	他市町の公立図書館について ・・・・・・・・・・ P 7
7.	分科会協議での意見整理・・・・・・・・・・・・・・・ P13
8.	分科会協議のまとめ ~四日市市にふさわしい新しい図書館とは~ ・・・・・・・ P20
9.	参考資料 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

1. 調査研究項目及び手法

(1)調査研究項目

新しい図書館構想に向けて

(2)調査研究項目の具体的内容

四日市市総合計画(2011年度~2020年度)において、新しい図書館構想の策定が掲げられている。【資料No.1】

これまで、本市の市立図書館については、平成17年に「市民に求められる四日市市立図書館像について(提言)」【資料No.2】、平成22年には「新しい図書館のあり方検討会報告書」【資料No.3】がまとめられた経緯があるが、あらためて、これらの提言、報告を振り返り、平成28年度第二次推進計画で新しい図書館構想策定に向けた調査費の計上を予定している。(※)

市議会としても、本構想策定に向けた研究を進めることが必要な時期と考えられることから、現在の市立図書館の現状と課題について、また、今後の新しい図書館構想の策定に向けて求められるものについて研究課題とし、議論することとした。

※後に、第二次推進計画の見直しにより、平成28年度当初予算ではなく、補正予算で計上 したいとの説明が執行部より行われた。

(3) 研究手法

①意見交換

今後の四日市市立図書館のあり方等について委員間で意見交換を行った。

②基礎調査

現在の四日市市立図書館の現状や課題について調査を行った。

③先進地事例調查

近年竣工した同格都市等または先駆的な新図書館整備事例について調査を行ったのち、 平成27年度に竣工した岐阜市立中央図書館を視察した。

④論点整理

上記の調査や委員間での意見交換を踏まえて議論を行い、当分科会協議における論点を整理した。

⑤最終報告書の作成

これまでの当分科会での調査結果や議論を踏まえて、四日市市にふさわしい新しい図書館についての考え方を取りまとめ、最終報告書を作成した。

2. 委員名簿

議員政策研究会 新しい図書館を考える分科会(22名)

分科会会長	加藤清助	分科会副会長	谷口周司
委員	荒木美幸	委員	石川善己
委員	伊藤嗣也	委員	太田紀子
委員	小川政人	委員	荻須智之
委員	小林博次	委員	竹野兼主
委員	豊田祥司	委員	豊田政典
委員	早川新平	委員	樋口龍馬
委員	平野貴之	委員	藤田真信
委員	三平一良	委員	村山繁生
委員	森 智広	委員	森 康哲
委員	森川 慎	委員	諸 岡 覚

3. 調査研究の実施経過

- (1) 平成27年10月 1日
 - ①分科会長の互選について
 - ②分科会副会長の互選について
 - ③当分科会の名称について
 - ④今後の進め方について
- (2) 平成27年10月9日
 - ①意見交換
 - ②四日市市立図書館の現状と課題について
- (3) 平成27年10月22日
 - ①他市町の公立図書館情報・事例紹介
 - ②意見交換 四日市市立図書館に求められるもの 立地・内容・運営など
 - ③先進地視察について
- (4) 平成28年1月18日 先進地視察(岐阜市立中央図書館)
- (5) 平成28年1月29日
 - ①視察を振り返って
 - ②分科会協議での論点整理
- (6) 平成28年3月31日
 - ①これまでの分科会の振り返り・まとめ(案)の検討について
- (7) 平成28年4月27日
 - ①分科会まとめ(案)について
 - ②調査研究報告書(案)について

4. 四日市市立図書館の現況及び利用者数・図書館費等の推移について

(1) 土地及び建物等の状況

鉄道駅	近鉄四日市駅より 0.8 km (徒歩 15 分)
土地	計 5250. 29 ㎡(敷地 4738. 01 ㎡+高架下 512. 28 ㎡)
建物	鉄筋コンクリート造 地上3階・地下1階(昭和48年7月竣工) 建築面積:計1636.68㎡(本館1498.79㎡ほか車庫) 延床面積:計4147.42㎡(本館4010.27㎡ほか車庫)
主な設備	閲覧席・・・・・・・・・・・・・・・計 102 席 学習席・・・・・・・・・・・・・・・計 196 席 図書検索パソコン・・・・・・・・・・・・・・・計 6 台 インターネット情報閲覧パソコン・・・・・・・・ 3 台 自動貸出機・・・・・・・・・・・・・・・ 1 台
駐車場	専用駐車場・・・・・・・・・・・・計 67 台 共用駐車場 (文化会館第 4 駐車場)・・・・・計 30 台
自動車文庫	移動図書館車・・・・・・・・・・・・・・2台

(2)環境改善工事の実施 (平成25年度に現状施設の範囲内で可能な環境改善工事を実施)

改善個所	改善内容
一般成人室	閲覧スペースを拡大し、閲覧席を増設。
児童室	低い書架、明るいLED照明に交換し、閲覧席を増設。
郷土作家コーナー	2階に新設。
インターネットコーナー	2階に新設。
展示コーナー	玄関ロビーから2階ロビーへ移設拡大。

(3) 図書館利用者数等の推移(平成17年度~26年度)

年度	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
開館日数	274	273	266	275	275
入館者数	276, 975	270, 320	270, 304	281, 299	290, 579
貸出者数	154, 410	160, 332	157, 766	163, 000	168, 103
貸出冊数	785, 414	807, 069	804, 035	823, 310	839, 142

年度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
開館日数	275	277	274	249	274
入館者数	291, 629	290, 507	286, 016	265, 668	285, 866
貸出者数	170, 217	171, 804	167, 710	154, 561	195, 944
貸出冊数	847, 692	865, 294	842, 660	791, 588	823, 290

(4) 図書館費の推移(平成17年度~26年度)

単位:円

年度	H 1 7	H18	H 1 9	H 2 0	H 2 1
図書館費	138, 061, 107	171, 748, 184	150, 666, 437	133, 304, 162	129, 071, 866
うち、図書 購入費	30, 015, 224	28, 738, 518	28, 816, 609	29, 640, 002	28, 822, 642

年度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
図書館費	130, 858, 415	123, 085, 362	143, 458, 247	150, 354, 622	118, 327, 151
うち、図書 購入費	27, 651, 833	28, 730, 190	28, 713, 382	28, 702, 016	28, 924, 719

(5) 図書館職員数の推移(平成17年度~26年度)

年度	Н :	1 7	Н	1 8	Н :	1 9	Н 2	2 0	H 2 1				
十段		内司書		内司書		内司書		内司書		内司書			
正職員	12	4	10	3	10	10 5 10		5	10	4			
嘱託	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3			
OB 嘱託	1		1		1		1		1				
再任用	0		0		0		0		0				
臨時	8	8	12	12	12	12	12	12	13	13			
合計 (内、長期休暇者)	24	15	26	18	26	20	26	20	27 (1)	20 (1)			

年度	Н 2	2 2	Н 2	2 3	Н 2	2 4	Н 2	2 5	H 2 6				
十 及		内司書		内司書		内司書		内司書		内司書			
正職員	9	4	8	5	8	4	8	8 4		4			
嘱託	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3			
OB 嘱託	1		1	1			1		1				
再任用	1	1	2	1	3	2	3	2	3	1			
臨時	14	14	15	12	15	12	15	12	15	13			
合計 (内、長期休暇者)	28 (2)	22 (2)	29	21	30	21	30	21	30 (1)	21			

[※]平成23年度より、窓口専用非常勤職員3名(パート労働時間を年間勤務人数に換算)を含む。

[※]正職員のうち、司書には毎年度司書補1名を含む。

[※]再任用には、教職〇Bも含む。

5. 図書館に関する諸条件調査

〇公立図書館の設置について

・図書館法【資料No.4】において、公立図書館の必置は、地方公共団体に求められていない。

○図書館に対する国庫補助について

・図書館法第20条において、国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができるとされている。しかし、数年前より同条に基づく補助金の交付はなく、他市町においては、社会資本整備総合交付金の市街地整備事業を活用して整備している事例がある。

○駐車場の必要台数について

・現在の市立図書館は、四日市市建築物における駐車施設の附置等に関する条例(昭和 51 年 4 月 1 日施行)の適用を受けていない。仮に現在の規模の図書館を中心市街地に設置する場合、現状でも特に土曜日、日曜日については駐車場が不足しているため、現在よりも多くの駐車場の整備が必要となる。

○図書の販売について

・他市町の公立図書館では、書店を併設するケースはあるものの、図書館での図書の販売は 全国的にもほとんど例はない。

6. 他市町の公立図書館について

(1) 同格都市等における新図書館整備事例調査

当分科会では、平成11年~平成27年に竣工した同格都市等または先駆的な新図書館整備事例について調査を行い、本市の図書館との比較を行った。【資料No.5】

< 比較調査の概要 >

○複合施設について

調査した9都市のうち、8都市については、図書館単体の施設ではなく、市民会館や商業施設、ホール、ギャラリー等、他の施設も併設された複合施設として整備されている。桑名市や愛知県一宮市など、他に比べて狭い敷地に複合施設が整備されている例もある。

○延床面積について

また、図書館自体の延床面積について、本市の図書館は他の9都市と比較すると、8番目に位置付けられるが、人口1人当たりの延床面積は、もっとも狭い状況である。

○蔵書について

蔵書に関して、開架部分の蔵書数については、本市では146,000 冊が備えられているところ、他都市では、200,000 冊以上となっているところが多い。自動書庫が整備されている都市は、7都市である。

○閲覧席について

閲覧席については、一般書部分でもっとも多いのが岐阜市の727 席であり、本市よりもはるかに多い状況であった。他方、学習席は、岐阜市が18 席であるほか、設置されていない都市もあり、本市の196 席がもっとも多い。

○開館時間について

平日の開館時間については、9都市すべての図書館が20時以降までであるのに対し、本市の図書館は閉館がもっとも早い19時であり、学習室の利用については17時までの利用としている。

(2) 分科会委員による他市町の公立図書館事例調査について

各委員より、これまでに視察で訪問した他市町の図書館等について、事例紹介や所感の聴き取りを行い、委員間で情報共有を図りながら、議員間討議を行った。

①岐阜市立中央図書館

当分科会において、平成27年7月18日に竣工した岐阜市立中央図書館(施設名称:みんなの森 ぎふメディアコスモス)について視察調査を行った(平成28年1月18日実施)。



【基本情報】

図書館名:岐阜市立中央図書館

施 設 名:みんなの森 ぎふメディアコスモス

敷地面積:14725.39 ㎡

延床面積(図書館): 9210.30 ㎡ 現在蔵書数 開架:352,670 冊

閉架: 32,572 冊

開館時間(平日):9:00~20:00

【施設概要】

当図書館は、ホール・ギャラリーや市民活動交流センター等が複合された施設となっており、建築家 伊藤豊雄氏の設計による独創的な外観・内装を備えている。「市民が集う「知」と「文化」創造の森~人が育つ図書館 人が育てる図書館~」が施設の理念であり、「課題解決型図書館」、「滞在型図書館」、「ネットワークの中核図書館」、「市民と共に育てる図書館」をコンセプトとしている。

【委員からの所感】

- ・岐阜市では、有名建築家を初めとした専門家の選定をうまく行っていたが、施設の基本コンセプトを確立する上で、デザイン等につき専門家に依頼するのかを最初に方向付けすることは重要であると感じた。
- ・岐阜市の図書館が従来型の図書館と異なるのは一目瞭然であるが、それの是非はともかく、 市民に愛され、来やすい図書館を目指すという観点が重要である。
- ・岐阜市では、市民の声を聴く機会を設けながら、複合施設の中の図書館という整備がなされたとのことである。子どもたちを育てる場所の一つという基本コンセプトが確立されているために、開放的で、書棚が子どもの目線以上とならないような空間ができていると考える。本市としてもどのような基本コンセプトで新図書館を整備するのか示される必要がある。
- ・岐阜市では、滞在型図書館が目指されており、親子連れが集える空間となっていることは 良いことであると感じた。
- ・岐阜市の図書館は、開放的な空間に加え、書棚が低くなっており、これも一つのあり方であると感じた。 2階のメインスペース以外に、1階の蔵書スペースにも立ち寄ることができ、使いやすさが目に見えるような図書館機能であった。

- ・岐阜市では、公募により図書館長を選んでいるが、この手法は、図書館に新たな感性を取り入れる観点から検討してもよいと考える。
- ・岐阜市では、学校図書との連携も積極的に行われており、本市においてもそのような連携 は必要であると考える。
- ・岐阜市では、新図書館建設に当たり、多額の経費を投じているが、合併特例債や国庫補助 を有効に使い、市の実質負担分をうまく抑えていると感じた。しかし、ランニングコスト について、司書数の増加に伴い人件費が大幅に増えていることが印象に残った。
- ・岐阜市の図書館運営において、64人(正規職員9名、臨時職員4名、嘱託職員51名)という司書数はスペースに比べて非常に多いと感じた。直営であるがための体制であると考えるが、運営については、民間の力を用いることも重要ではないか。
- ・岐阜市は立地条件に恵まれており、明るく開放的な空間づくりが可能であったが、本市で 同様の敷地を探すことは難しいのではないか。また、学生の学習スペースが少ないとの印 象を受けた。
- ・岐阜市の図書館は、閉館時間が午後8時であるため、夕方も利用者が多かったが、学生の数が少なかった。個別の学習室が少なく、駅から離れた図書館まで来る必要性がないことが理由の一つであると感じた。
- ・岐阜市では、図書館が駅から離れていたために、学生の利用が少なかったと感じる。
- ・岐阜市では、駐車場が立体ではなく平地で多く整備されており、子育て世代の利用が多い とのことであったが、他方、周囲に高校等がなく、駅からも距離があるため、学生の視点 が不足していると感じる。
- ・岐阜市の図書館では、公募により選ばれた図書館長により特徴的な図書館が作られたと聞き及んでいたが、「みんなの森ぎふメディアコスモス」の施設館長は図書館のことを「店子」と表現されており、岐阜市では図書館をあくまで複合施設の中の一つとして捉えていることが残念に感じた。公共交通機関よりも車で来やすい場所とした結果、子連れの母親が増えていることに加え、併設のコンビニが喫茶店の替わりとなっている点が強く印象に残っている。

②一宮市立中央図書館



【基本情報】

図書館名:一宮市立中央図書館

施 設 名:尾張一宮駅前ビル(愛称:i-ビル)

敷地面積:4339.67 m

延床面積(図書館): 6701.67 ㎡ 現在蔵書数 開架:約 280000 冊

閉架:約229000冊

開館時間(平日):9:00~21:00

【特徴】

JR尾張一宮駅から直結し、商業施設や市民活動支援センター、子ども一時預かり施設等を複合した「尾張一宮駅前ビル (i-ビル) | の5階から7階に整備されている。

5階は児童書に特化したエリア、6階、7階は一般書エリアとなっており、図書館の入り口はそれぞれ5階と6階に設けられている。

【委員からの所感】

- ・駅と一体化した複合施設としたことで、利用者がかなり増加している。このことにより、 中心市街地のにぎわい創出につながっているほか、一宮駅で途中下車して利用する人が 増えたとの話が印象に残っている。
- ・駅と直結した複合施設となっており、非常に活気があると感じた。
- ・施設の建設に当たっては、定期借地権を設定している。
- ・建物の中に託児施設を設けるなど、集客に非常に力を入れている印象があるが、図書館機能の充実度はそれほど感じなかった。当施設を視察し、逆に、駅から離れた場所にあったとしても行くだけの魅力のある図書館の必要性を感じた。

③府中市立中央図書館



【基本情報】

図書館名:府中市立中央図書館施設名:ルミエール府中

敷地面積: 5862, 95 ㎡

敖地国慎:3002. 93 Ⅲ

延床面積(図書館): 6076.53 m² 現在蔵書数 開架: 336,369 冊

閉架: 613, 105 冊

開館時間 (平日):9:00~22:00

【特徴】

府中市市民会館との複合施設となっており、3階から5階にかけてが図書館となっている。施設の建設に当たっては、PFI方式を採用しており、貸出・返却、書架整理、分館への搬送等を委託している。また、日本で初めて無線ICタグを活用した予約図書受渡システムを導入し、それに対応した自動貸出機を設置した。

【委員からの所感】

・館内の広さ、明るさが印象に残っているほか、書籍の貸出・返却や書庫について、無線 ICタグを活用した予約図書受渡システムが導入されるなど、最新の設備が整えられて おり、利用者の利便性への配慮といった観点も重要であると感じた。

4桑名市立中央図書館



【基本情報】

図書館名:桑名市立中央図書館施設名:くわなメディアライブ

敷地面積:約 3200 m

延床面積(図書館): 3169.06 ㎡ 現在蔵書数 開架: 185,289 冊

閉架: 132,050 冊

開館時間:9:00~21:00

【特徴】

PFI手法で運営する日本初の図書館として、平成16年10月に開館。中心市街地に複合施設「くわなメディアライブ」として開館され、多目的ホールや保健センター、人権センター、飲食店などが併設され、図書館は3階、4階に整備されている。運営面では、郷土に関する資料や行政資料・企業の資料などの収集を積極的に行っている。

【委員からの所感】

- ・当図書館は、昼間は高齢者の利用が中心であるが、夕方になるにつれて徐々に高校生等が中心になるなど、利用者層がうまく入れ替わっている。
- ・桑名市では、カフェや託児施設を併設した複合施設としており、複合施設として図書館 を整備することが今後のはやりとなるのではないかとの印象を持った。
- ・駅から離れた狭い土地に立地しているため、建物自体は縦長に建設されており、建物の 機能を有効に活用した施設であると感じた。四日市市の学生が当施設を利用している例 も多いとのことである。
- ・当図書館は駐車場が狭く、近隣の店舗等に車を停め、買い物のついでに来館する利用者 が多いとのことである。

⑤「ツタヤ図書館」



※写真は武雄市図書館館内

【基本情報(武雄市図書館)】

図書館名:武雄市図書館・歴史資料館

(愛称:エポカル武雄)

敷地面積: 10160 ㎡ 延床面積: 3803.12 ㎡

現在蔵書数 開架:約20万冊

開館時間:9:00~21:00

【概要】

佐賀県武雄市では、代官山蔦谷書店を運営するカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社(以下、CCCという。)を指定管理者とし、平成25年4月に市立図書館をリニューアルオープンした。高い書棚を特徴とし、図書の配架については「ライフスタイル分類」を採用している。また、飲食店と書店が図書館と一体となっていることにも特徴がある。このほか、神奈川県海老名市、宮城県多賀城市においてもCCCを指定管理者とした図書館が開館している。

【委員からの所感】

- ・構想が決まった後、開館するまでの間、市長のリーダーシップのもと、蔵書の並べ替え 等に市民ボランティアの協力を得て新図書館を創り上げた結果、100万人が訪れる施設 となったとの話が印象深い。市民協働の観点から、本市においても市民参加により新し い図書館を創り上げなければならないと感じた。
- ・武雄市の「ツタヤ図書館」の運営は、図書館としての土台が確立されていない状況で喫 茶店やコミュニティ施設を併設したために、現状ではつまづいていると感じている。喫 茶店等の併設については、図書館としての土台作りをした上で考えなければならない。
- ・武雄市の「ツタヤ図書館」設立時の関係者の話によれば、当時は、事業者側が図書館運営について、非常に未熟であったため、種々の課題が出てきたと認識しているとのことであり、その後、経験を積む中で、事業者側も様々な改善をしていると考える。そのような経験を経た上で新しい形の図書館を創り上げていくのであれば、「ツタヤ」等との連携もよいのではないか。
- ・小牧市の住民投票における「ツタヤ図書館」への批判的な意見については、貸本屋が公立図書館を運営することに対して拒絶反応が起きているように感じる。選書の問題等が 指摘されているが、これらはすぐに修正できるのではないかと考える。
- ・民間事業者による公立図書館の運営については、「ツタヤ」だけでなく様々な事業者が あるため、民間の運営を検討する際は、それらも含めて検討していけばよいと考える。

7. 分科会協議での意見整理

当分科会において調査研究を行った事項について、委員から出された意見を下記のとおり、 論点ごとに分類した。

(1) 計画策定に当たって検討すべき事項

①施設のあり方について検討すべきこと

ア. 複合施設とするか否か

- ・図書館としての機能だけでなく、複合施設として考える必要がある。
- ・他市町においては図書館に喫茶店を併設している例もあり、新しい図書館のあり方については、中心市街地活性化への寄与の観点からも検討する必要があるのではないか。
- ・図書館は、年齢問わず多くの人が集うことができ、コミュニティを築けるような場所で あるべきであり、複合的な施設としていくことが重要であると考える。
- ・新しい図書館について、様々な機能を複合し、文化的なコミュニケーションの場として もよいのではないかと考える。
- ・近鉄四日市駅周辺に立地させる場合、たとえば予備校を併設するなど、民間の活力を導入した複合施設とすることで、中心市街地のにぎわい創出に寄与できると考える。
- ・市に学生が多いかどうかによっても、図書館に求められる機能が異なってくる。新しい 図書館の構想に当たっては、第一に対象となる利用者層のことを考慮に入れるべきであ る。図書館機能の充実は大前提であるが、それほど本市に図書館のニーズがあれば、複 合施設とする選択肢も捨てきれないと考える。
- ・これからの時代においては、単独の施設として図書館を捉えるのではなく、子育て支援 センター等を併設するなど、さまざまな市民ニーズに応えられる複合施設として考える べきではないか。本市においては、近鉄四日市駅周辺で、さまざまな機能を複合させた 誰にとっても使い勝手の良い施設を創るのが良いと考える。
- ・朝は高齢者、昼は子連れ層、夕方は学生といったように、時間帯によって図書館の利用 者層も変化すると考える。図書館の施設だけですべての利用者層のニーズに応えること は難しいため、他の機能も併設し、複合施設として集客力を上げることも考えるべきで ある。例えば、今日では、喫茶店、市立病院の調剤薬局、高齢者のためのリハビリ施設、 外国人も利用できるような物販施設等の併設が望ましい。また、そうすることで図書館 自体の建設コストを併せて下げることも検討される必要がある。

イ. 図書館そのものの充実

・新しい図書館の整備に当たっては、遠くても行ってみたいと思わせるような、図書館としての機能の充実が必要であると考える。喫茶店やコミュニティ活動施設の併設、民間活力の導入等の手法は、図書館としての土台を確立した上で、あくまで附属的に検討すべきものと考える。

②場所の選定について検討すべきこと

ア. 立地

- ・中心市街地活性化には、まちなかで文化を展開することが重要であると考えており、新 しい図書館の整備についてもその一端としていきたい。
- ・立地については、中心市街地活性化のためにも近鉄四日市駅周辺が良いと考える。
- ・現在の場所は、基幹駅である近鉄四日市駅から遠く、さらに駐車スペースも狭いため、 非常に不便である。学生や高齢者のことも考え、近鉄四日市駅から徒歩5分圏内など、 なるべく近い場所で探す必要があると考える。
- ・現在の図書館は遠いとの理由により、近鉄四日市駅近くの飲食店で勉強する学生を多く 見かけることから、中心市街地周辺に図書館は必要であると考えており、これは中心市 街地活性化にも寄与すると考えている。
- ・旧市立図書館(現在のすわ公園交流館)は中心市街地に立地しており、中心市街地に多くの集客があったため、新図書館は、中心市街地に機能を集約することが望ましいと考える。若い世代を中心にあらゆる世代が時間を有効活用できるよう、できるだけ駅周辺の便利の良い場所を検討してほしい。
- ・近鉄四日市駅周辺で新たに土地を取得する場合、駐車場についてはくすの木パーキング を活用し、施設について高層ビルとすれば、それほど面積を確保する必要はないのでは ないかと考える。
- ・学生の利用に配慮し、近鉄四日市駅周辺、JR四日市駅周辺、またはその両駅の中間といった条件で図書館を立地させるべきと考える。
- ・学生の需要に応えるのであれば駅近くで施設を整備することが望ましいが、駐車場の確保ができないなど、市民全体の需要を満たす図書館を創ることは難しい。どこに照準を絞るのかはこれからの議論になると考える。
- ・図書館の利用者について、メインターゲットをどの層とするかによって、デザインも含めてどのような図書館を創るのかが変わってくる。現在は、高齢者の利用が多いと聞いているが、中高生にとって使いやすく親しまれる図書館づくりを目指し、歩いて行けるよう近鉄四日市駅から徒歩5分圏内に立地させるのが良いと考える。駐車場の確保については、図書館利用者にくすの木パーキングの無料券を配る方法もあるのではないか。
- ・現在の市立図書館の利用者の多くが車で来館している現状は、その立地によるところが 大きいと考える。近鉄四日市駅の近くに図書館を立地させれば、公共交通機関での来館 が増えると考えており、駐車場についてもくすの木パーキングを活用すれば確保できる と考える。新しい図書館については、駅から近いという点を一つのコンセプトとして考 えたい。
- ・立地については、一番良い場所を選び、場合によっては新たに土地を取得して建設する ことも視野に入れるべきである。
- ・図書館においても、消防分署の整備と同様に、市民が身近に図書館を使えるよう、全市 的な図書館配置が計画され、その上で、その図書館配置を実現する"かなめ"となる中 央図書館の位置・規模・機能等が検討されるべきである。
- ・本市では、図書館の利用者の7割程度が車で来館していると聞いている。この点に鑑みれば、図書館の立地には、ある程度の敷地面積が必要であると考える。

- ・他市町では、狭い敷地を有効活用して機能的な図書館を整備している事例もある。建物 自体を高層化すれば敷地面積はそれほどいらず、他の施設も併設した利便性の高い図書 館ができるのではないか。この場合、駐車場についても、建物の一部を利用して整備す る手法なども考えられる。
- ・現在の市立図書館の場所は、戦災跡地であり、かつて火葬場があったが、それが移転し 図書館ができたという経緯がある。そのような歴史的背景に鑑みれば、現在地に新しい 図書館を整備することは望ましくないと考える。

イ. 駐車場の確保

・現在の規模の図書館を中心市街地に立地させた場合の駐車施設の附置義務台数は 11 台以上とのことだが、最低ラインだけでなく、現実的にどれほど必要であるのかも試算すべきであると考える。

③施設の建物・規模について検討すべきこと

ア. 設計、デザイン等

- ・市民の意見を勘案の上、設計・デザインや、どのような発注方式が望ましいのか、また、 専門家を頼るのかについてまず議論を行う必要があると考える。
- ・図書館の本質は蔵書の量や、快適に勉強できるスペースの確保、利用しやすい立地条件であり、デザイン等については付加価値であると考える。そのため、岐阜市ほどの経費を投じる必要はなく、可能な範囲で良いのではないか。
- ・ 高齢者や障害者にも利用しやすいよう、ユニバーサルデザインやバリアフリー化も考慮 の上、施設整備を考える必要がある。

イ. 施設の規模・総工費について

- ・岐阜市の125億円という総工費について、本市に置き直すと、広さや場所の条件に加え、 岐阜市のように多額の財をどこまで投じることができるのかは検討が必要である。
- ・インターネットの発達により、図書館へ行って調べ物をする機会が減る中で、新しい図書館は、デジタルテクノロジーの進展を踏まえて、小規模なものにするのか、あるいは、デジタルテクノロジーでは得られない「何か」を求めて大規模な図書館を目指すのかが、新図書館整備構想策定の大前提になると考える。

4)機能について検討すべきこと

ア. 書庫・書架の整備

- ・施設は高層ビルとしてもよいと考えるが、書庫を地下に設けるなど、書籍を日光から保護するための対策が必要となる。その点も考慮した上で場所の選定を行う必要があると考える。
- ・本市の図書館は蔵書が書庫に入りきらない状態である。閲覧スペースの確保も必要であるが、年間でどれくらいの利用者があり、どれだけ蔵書数を増やすのかを見込んだうえ、

書庫のスペースをどうするのか検討する必要があり、これは図書館の心臓部となると考える。これがベースとなり、ICタグ等を活用した貸出しシステム等の手法や、必要となる司書数が見えてくるのではないか。

イ. 利用者の利便性に配慮した機能の整備

- ・市民が自慢できるような新しい図書館となるよう、コンセプトを明確にすべきであると 考える。また、最先端のICT技術の導入は、最低限行うべき整備と捉えている。
- ・インターネットの情報は、全てが無料ではないという状況において、市立図書館が代表 して、「インターネットの有料ページ(データベース)」と契約し、市民が共同で利用 するという形が望ましいと考える。
- ・最新の貸出しシステムの導入など、利用者の利便性を図ることは重要であるが、そのニーズも多種多様であるため、それをどこまで受け入れられるかが課題であると考える。
- ・高齢者や障害者にとっても気楽に集える場所となるよう、大活字図書や点字図書、デイジー図書といった機能も必要であり、併せて24時間体制の電子図書機能の導入についても検討の必要があるのではないか。
- ・現在の図書館で、書架・書庫に図書が収容しきれていない状況や、高校生向けの学習席がテスト期間以外ではそれほど稼働していない状況等を踏まえ、新しい図書館の整備に当たっては、書庫の大きさ、閲覧席・学習席の数など、総合的に方向性を決めていく必要があると考える。
- ・岐阜市のような明るく開放的な空間づくりに加え、本市では学習席の充実も検討する必要がある。
- ・利用者を限定してはならず、新しい図書館の整備については利用しやすいことが第一条件と考える。また、居心地が良く、市民が何度も来たいと思える図書館とするにはどうすればよいかについても考えさせられた。
- ・研究開発施設の多い本市においても、大学の工学部は存在しないことから、研究者たちが集まり、憩いを兼ねながら調査研究のできる産業図書館のような四日市らしさが感じられる図書館構想も検討される必要があるのではないか。
- ・高齢者や障害者の健康維持を目的とした蔵書の整備等が必要であると考える。また、カウンセラー等を配置すれば、よりその機能が高まると考える。
- ・病院内に患者が自身の病気について知識を深める目的で図書館が設置されている例もある。市立四日市病院では、地域連携・医療相談支援センター「サルビア」において、患者の医療相談を受け付けているところであるが、新しい図書館の特色として、医療に対する患者の悩みに応えられる図書等の充実を図ることも考えられるのではないか。
- ・岐阜市の図書館では、子供の声や話し声を許容する空間づくりによって、特に子供たちにとって居心地の良い場所となっている一方、このような図書館を整備する場合、従来の静かに勉強できる空間を望む人にどのように受け入れてもらうのかは議論していく必要があると考える。
- ・自分が読んだ本のタイトルや貸出日を記録する「読書通帳」システムを導入し、子供の 読書率が向上したという図書館もあると聞いている。本市としても、このような幼児期 から本に親しむ環境整備に取り組む必要があると考える。

・洗練された空間やコンビニ等があれば学生も寄りやすく、誰もが行きたいと思える図書 館となるのではないか。

⑤運営について検討すべきこと

ア. 運営・サービスについて

- ・現在の市立図書館は、近隣の図書館と比較しても閉館が早く、就労者には利用しにくい 状況となっている。これが他市の図書館へ流れる一つの要因となっているとも考えられ るため、開館時間の延長について検討していく必要がある。
- ・図書館の本質は、蔵書の量と開館時間にあると捉えているが、現在の市立図書館は、閉館が早く、学生が放課後にほとんど利用できないという状況には課題があると考える。 新しい図書館については、開館時間の延長を第一義的に考えたい。
- ・インターネット上には疑わしい情報も溢れており、市民が誤った方向へ流されないよう、 図書館司書が市民をナビゲートする必要性を感じている。
- ・司書のおすすめの図書を配架するコーナーを設置するなど、専門職である司書の意見や 能力が発揮できる機会を設けてほしい。
- ・人気のある雑誌等を配架すれば利用者は増えると考えるが、希望は少ないものの、図書館には個人では購入の難しい高価な専門書の需要もある。図書館本来のあり方として、 どちらの需要に重きを置くのか考える必要がある。設計や立地、複合施設等に目が行きがちであるが、内部の運営の方法についても考えていかなければならない。
- ・図書館の利用者も参加した会議体において蔵書の整理、入れ替えの検討を行うといった 運営方法も考えられる。また、廃棄する図書については、高齢者施設や保育所等に配架 するような仕組みを取り入れることが望ましいと考える。
- ・集客のために一つの図書館で新刊図書を複数配架する例もあるとのことだが、本来の図書館の役割は、必要な時に、必要な人に必要な情報を与えることであると考える。
- ・図書館でアニメや漫画についても取り扱ってほしいとの意見もあるため、そのようなことについても議論していきたい。
- ・平成26年度で150冊程度の長期延滞図書がある状況において、図書の返却が担保できるよう、新しい図書館の整備に合わせて、返却窓口の増設は検討していく必要があると考える。
- ・中心市街地に図書館機能を集約する場合、あさけプラザや四日市大学の図書室と書籍の 融通ができるようなネットワークを作ることも必要である。
- ・新しい図書館を整備する上で、蔵書数を増やすことになると思われるが、あさけプラザ や地区市民センターにも図書館機能があり、本市全体の蔵書数や購入費等も把握してお きたいと考える。
- ・本市に外国人の居住が多いことも踏まえ、外国人も気軽に利用でき、地域に溶け込めるような場所としていく必要がある。このことにより、地域の人も図書館に行くことで多様性を得ることができ、より本市の特性を活かした施設となるのではないかと考える。
- ・文部科学省の紹介する「課題解決支援型」図書館について、新しい図書館が取り組むのか、取り組まないのかを明確にし、もし取り組むのであれば、どんな設備や人材が必要なのかを考え、新図書館整備構想に盛り込むことが必要である。

イ. 運営形態

- ・現在の運営では、平日の利用時間は午後7時まで、学習室等は午後5時までであり、開館時間が大きな課題であると考える。この状況において、運営を民間委託すべきか、また、直営でよいのか、委員間の意識の共有を図りたい。
- ・民間活力を導入した方がサービス向上につながると考える。特に開館時間の延長は必ず 行わなければならないと考えるが、直営のままでは職員の人件費コストが高額となるの ではないか。
- ・夜遅くまで図書館を開館することは、指定管理やPFI等の手法を用いなければ困難であると考えるため、運営形態については柔軟に対応すべきと考える。
- ・専門書を取り扱う図書館においては図書館司書の役割が非常に大きいと考える。現在市立図書館の司書に係る人件費はそれほど高くないと考えており、たとえ民間に運営を委託したとしても、必ずしもコストの削減にはつながらないと考える。民間への委託の検討は、今以上のサービスの向上につながるのかとの観点から行うべきである。
- ・民間委託の形態については、PFIの導入は今の時代に合わないとの意見も聞いている ほか、PFIと指定管理の併用は、管理が分かれて対応が困難であるといった課題もあ る。このため、施設の建設については市で行い、運営については指定管理、または業務 委託によるのが経費もかからず、サービス向上にもつながると考える。

(2) 基本構想に当たって検討すべき事項

①新しい図書館の基本コンセプトについて

- ・図書館は、本を読む場というだけでなく、学習の場、研修の場、コミュニティ活動の場 と捉えている。これをどのように中心市街地の活性化に結びつけていくかを考えていか なければならない。
- ・図書館は、様々な世代が集まり、交流できる場であることが望ましいと考える。
- ・市立図書館は文化のバロメーターの一つであると捉えており、市民及び議会が関わって 創り上げることが重要である。幅広い世代が利用できるようにすることはもちろん、市 民の居場所であることも一つの要素として考える必要がある。
- ・蔵書数が多く、開架式でより多くの書籍を手に取って読むことができる本の匂いのする 場所づくりが理想であると考える。
- ・図書館本来の機能を尊重し、どのような方向性で施設整備をするのか、基本のコンセプトを確立することがもっとも重要であると考える。
- ・現代においては、新しい図書館の整備に当たり市民参画を位置づけることは必要である と考えるが、多種多様な市民意見に流されないよう、行政としてぶれない基本コンセプ トを打ち出すことが必要であると考える。
- ・滞在型図書館に対し、長時間の滞在を想定していない図書館もあり、椅子の形状などから本市の図書館は後者であると考える。そのどちらを目指すのかが、新しい図書館を考える上での一つの分岐点となる。

- ・日常的に図書館を利用している人はもちろん、これまで図書館を利用していなかった人 にとっても来やすい空間とし、潜在顧客の増加を図ることが重要であると考える。
- ・新しい図書館について市民に意見を求めて久しいが、施設整備に向けた計画が一向に進んでいない。施設の老朽化や開館時間の問題など、様々な市民からの声があるため、これまでの市民の意見を踏まえてどのような施設を整備するのか、早期に計画を示してもらいたい。

②市民参画について

- ・他市において、市立図書館の新設が住民投票に発展しており、本市の新しい図書館をどのように整備していくかについては、あくまで市民参加で検討するべきである。
- ・基本コンセプトの構想に当たり、市民ニーズを調査する必要がある。世代間でニーズが 異なるため、市民がどのような図書館を望んでいるのか把握しなければ、集客力のない 図書館となるおそれがある。
- ・これからの図書館を考えるに当たって、市民が主役との観点から、市民を巻き込み、その声をどれだけ聞くかが非常に重要となる。公共図書館がどんどん進化していく中で、 従来型でなく、子供から高齢者までの幅広い世代にとっての居場所づくりが必要である と考える。
- ・市民の声を聴きながら新しい図書館を創り上げることは良いことであるが、様々な立場・ 意見の市民がおり、どのような範囲の意見を取り入れるかの判断は非常に難しいと考え る。
- ・新しい図書館の構想については、学識経験者や各種委員等の意見を聴いてまとめたもの をそのまま議会に示すのではなく、前段階において、広く市民意見を拾う機会を設けた 上で提案してほしい。
- ・従来の図書館とは異なるユニークな機能や運営手法等を見出すためにも、市民の声を聴くのと並行して、基本コンセプトや立地等を総合的に提案できる専門家の意見を聴くことも必要ではないかと考える。

8. 分科会協議のまとめ ~四日市市にふさわしい新しい図書館とは~

当分科会では、平成27年10月から6回にわたって会議を開催し、現在の市立図書館の現 状や課題を踏まえ、本市にふさわしい新しい図書館について、意見交換を重ねてきました。 調査研究においては、分科会として岐阜市立中央図書館への視察を行うなど、他市町の先駆 的な図書館整備事例の調査も行い、議論を深めてきたところであります。

このような経過を経て、当分科会としては、本市にふさわしい新しい図書館についての考え方を、次のとおり取りまとめました。

〇四日市市にふさわしい新しい図書館とは



新しい四日市市立図書館は、子どもから高齢者に至るまで、あらゆる世代に役立つ知識と情報にあふれ、多くの市民が集まる魅力的な空間であって、本市の文化やまちの活力の創造につながる「日本一市民に愛される図書館」を目指すべき

実現のために

計画策定に当たっては、5つの目指すべき姿についての検討が必要

- ①本市の文化の拠点の一つとして、市民から愛される図書館
- ②まちのにぎわいを創出し、市民が交流しやすい図書館
- ③居心地が良く、何度も行きたいと思える図書館
- ④すべての市民の学びを支援し、誰もが快適に利用できる図書館
- ⑤本市の知・情報の拠点として、市民の役に立ち、市民と共にあゆむ図書館

多くの市民が待ち望む"新図書館"の構想策定に当たっては、何より先に、図書館の真にあるべき姿を十分検討し、その上で新図書館の設置運営の根幹となる基本理念について、市民の声を広く聴きながら練り上げる必要があります。

そして、基本理念を具体化するための基本計画の策定に当たっては、利用者である子どもから高齢者に至るまでのあらゆる世代の市民に寄り添い、前述の5つの目指すべき姿の 実現に向けた検討に、スピード感を持って取り組むべきであります。

約半世紀ぶりの大型事業となる"新図書館"の設置については、それが市民生活及び市政に及ぼす影響を十分考慮して、構想策定段階において、新図書館の立地・建設からその後の運営に至るまでの道筋を明らかにし、「日本一市民に愛される本市ならではの新しい図書館」を創り上げることを強く望み、当分科会における調査研究報告といたします。

四日市にふさわしい新しい図書館について

新しい四日市市立図書館は、子どもから高齢者に至るまで、あらゆる世代に役立つ知識と情報にあふれ、多くの市民が集まる魅力的な空間であって、本市の文化やまちの活力の創造につながる「日本一市民に愛される図書館」を目指すべき。

執行部に対して

- 〇何より先に、基本コンセプトを確立した上で、具体的な施設整備の計画 の策定に当たること
- 〇計画に当たっては、公共図書館の本来の役割とは何か、十分整理すること
- 〇新しい図書館は、市民参画を大事にし、市民の声を広く聴きながら創り 上げること
- ○本市の特色を活かした図書館としていくこと

計画策定に当たって

①施設のあり方について

検討すべきこと

- ○複合施設とするか否か
- ・様々な市民ニーズに応えるための コンビニ、飲食店、託児所、高齢 者向け施設、予備校などの民間施 設とのタイアップ
- ○図書館そのものの充実
- ・複合施設やデザイン等の検討前に、 図書館としての機能の充実を図る こと

②場所の選定について

検討すべきこと

〇立地

- ・近鉄・JR四日市駅周辺での場所選定(学生・高齢者への配慮、中 心市街地活性化の観点から)
- ・新たな土地の取得も視野に、もっ とも効果的な場所を選定
- ・中央図書館としてふさわしい場所 の選定
- ・建物の高層化も含めたスペースの 確保と施設の有効活用を視野に入 れた場所の選定
- ・これまでの歴史的背景を視野に入れた場所の選定
- ○駐車場の確保
- ・車社会に対応した駐車場の確保

③施設の建物・規模について 検討すべきこと

- 〇設計、デザイン等
- ・設計・建築に当たっては、建築家等 の専門的知見の活用や、どのような 発注方式を採用するのか最初に方 向付けすること
- ・バリアフリー化、ユニバーサルデザインへの配慮
- ○施設の規模・総工費について
- ・整備に係る予算規模について
- ・財源の確保について
- ・デジタルテクノロジーの進展を踏ま えた規模

④機能について検討すべきこと

- ○書庫・書架の整備
- ・蔵書数に応じた使いやすい整備
- ・貴重な書籍や資料を確実に長期保存するため の地下書庫の整備
- 〇先端技術を用いた設備の導入
- ・I Cタグを利用した貸出しシステムによる手 続きの迅速化
- ・有料データベース(インターネット)の提供
- ○電子図書サービスの環境整備
- 〇産業・ビジネス支援コーナーや健康・医療コ ーナー等の設置
- 〇障害者向けの機能(点字図書、デイジー図書) 〇高齢者向けの機能(大活字図書)
- し 同即 名 回 い の 機能 (人 沿 子 凶 音)
- 〇中高生向けの機能(閲覧席・学習席等の充実)
- 〇小学生向けの機能(幼児期から本に親しむ環 境整備)
- ○乳幼児も利用できる機能・スペースの充実

⑤運営について検討すべきこと

- ○運営・サービスについて
- ・開館時間・学習室等の時間延長
- ・図書館司書の充実
- ・図書館長の公募を行うのか
- ・様々な図書の需要に対し、どのよう な基準で選書を行うのか
- ・市民参画による図書館の運営
- ・あさけプラザ図書館等及び学校図書 室との連携
- ・多文化共生社会に配慮した運営 〇運営形態
- ・直営とするのか、民間活力の導入(指定管理、PFI等)を行うのか(サービス向上、コスト削減の観点から)

目指すべき姿(1)

本市の文化の拠点の一つとして、市民から愛される図書館

目指すべき姿(2)

まちのにぎわいを創出し、市 民が交流しやすい図書館

目指すべき姿(3)

居心地が良く、何度も行きたい と思える図書館

目指すべき姿(4)

すべての市民の学びを支援し、 誰もが快適に利用できる図書館

目指すべき姿(5)

本市の知・情報の拠点として、 市民の役に立ち、市民と共にあ ゆむ図書館

9. 参考資料

《資料No. 1》 四日市市総合計画 (2011 年度→2020 年度) 図書館部分抜粋 〈P23~P25〉

≪資料No. 2≫ 市民に求められる四日市市立図書館像について(提言) 〈P26~P57〉

≪資料No. 3≫ 新しい図書館のあり方検討会 報告書 〈P58~P67〉

≪資料No. 4≫ 図書館法 〈P68~P71〉

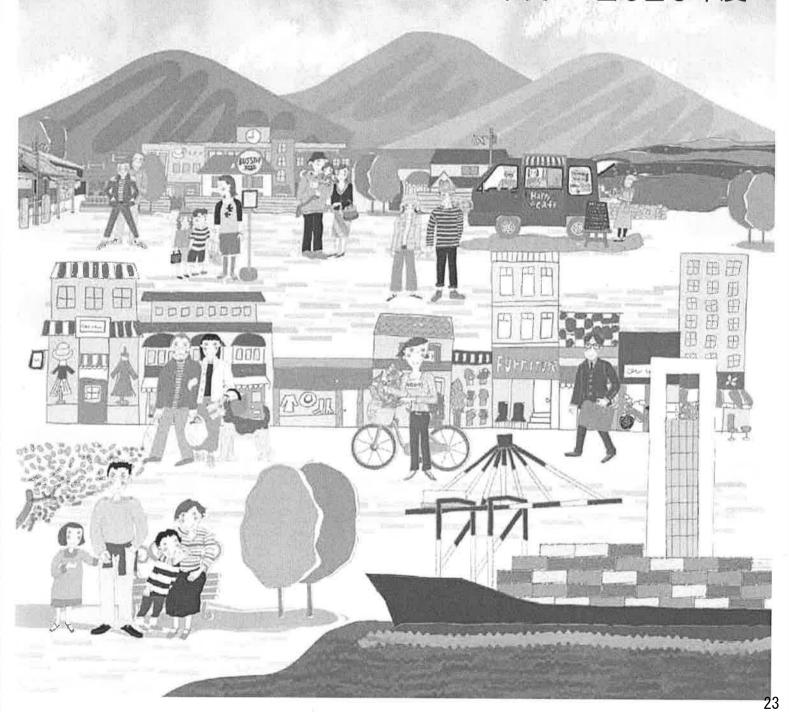
≪資料No.5≫ 図書館整備状況調査結果 〈P72〉

資料No.1

みんなが **誇り**を持てる**まち 四日市**を目指して

四日市市総合計画

2011年度 - 2020年度



■基本計画

基本目標5









心豊かな"よっかいち人"を育むまち

基本的政策 1

自ら学ぶ力と豊かな心を 持ち、たくましく生きる 子どもの育成

- 1 段差のない保幼小中の一貫教育の推進
- 2 途切れのない指導・支援
- 3 四日市版コミュニティスクールの推進
- 4 新たな教育課題に対応するための実践的研究
- 5 教育環境の確保・充実

基本的政策2

四日市ならではの文化の 情報発信と活動の場づくり

- 1 四日市ならではの文化の情報発信の戦略づくり
- 2 文化活動の場づくり
- 3 若者と地域の交流の場「若者文化ステーション」の 展開

基本的政策3

スポーツを通じた元気な まちづくりの推進

- 1 市内外に情報発信できるような、スポーツイベントの実施及び誘致
- 2 地域ニーズにあったスポーツの振興
- 3 効率的・効果的な施設整備

基本的政策 4

コミュニティの維持・充実 と生涯学習の推進

- 1 自治会の維持・拡充と市民活動団体の育成
- 2 多文化共生のまちづくり
- 3 地区市民センターの充実と生涯学習機会の充実
- 4 市民ニーズに合わせた図書館づくり

な主体が積極的に役割を担える仕組みを作っていきます。また、地区市民センターにおいては、あさけプラザ、なやプラザ等市内各施設で開催されている各種事業の情報などを一元的に集約し、発信する機能を強化していきます。

なお、施設面では、子どもや高齢者、 障害のある人などさまざまな利用者 の利便性を高めるため、バリアフリー* 化等に努めます。



地区市民センターで行われている 音楽セラピーの様子

◆市民ニーズに合わせた図書館づくり

市立図書館、あさけプラザ図書館、 楠公民館図書室の3館について、図書 館本来の資料・情報の提供機能を充実 しつつ、それぞれの図書館の特性や周 辺の環境にあわせて、機能強化を図り ます。例えば、あさけプラザ図書館や 楠公民館図書室は、本で学んだことを 実践できる場(調理施設、美術室や陶 芸室など)が施設内外にあることから、 これらを活用し特徴的な図書館にし ていくなど3館の役割分担を行いま す。

市立図書館については、市民ニーズを踏まえ、閲覧・展示スペースの拡充

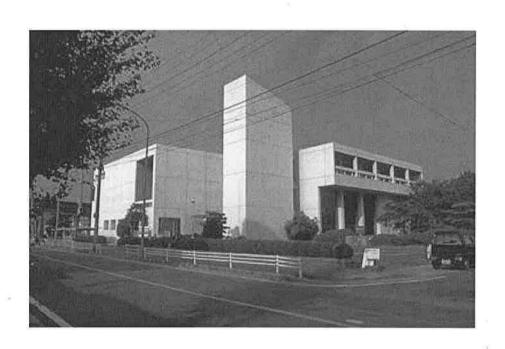
やバリアフリー*化・館内利用者動線などの優先的課題の解決を図り、快適な読書環境を整備していきます。その後、今までの調査検討を踏まえた上で、情報化の進展などを十分に見定めるとともに、公共施設の跡地活用なども視野に入れ、具体的な立地場所の選定ののち新図書館に関する整備構想を策定します。

なお、広域行政の観点から菰野町・ 朝日町・川越町等の図書館も含めた広 域ネットワークを強くPRし、利用を 促進します。

資料No. 2

詳細版

市民に求められる四日市市立図書館像について(提言)



平成17年(2005)3月

市民に求められる図書館検討懇話会

はじめに

四日市市立図書館は、長い歴史をもつ市民のための学習支援施設である。けれども市民の学習意欲の向上と展開には対応しきれない部分が目立つようになってきた。開館時間をはじめとするサービス体制、狭隘となり充実を図れなくなっている建物、楠町と合併してますます広がる市域全体にサービスを行き届かせることのむずかしさ、急速に進む情報化への対応、学校や学校図書館等との連携のもとに子どもの読書環境を整備する必要性、障がいをもっている市民へのサービスの充実、など多くの課題に直面している。

3年後に迎える「開館100周年」を機会に、新たな歴史を切り開くことを目指して、「市民に求められる図書館像」を描いてみた。

描くにあたって平成16年(2004)8月に実施した「市民アンケート」は、大きな意味をもっている。ここで示された市民の要望をまとめ、ただちに実現できるものと、近い将来に実現すべきものとを峻別し、この提言では「将来像」を描くこととした。図書館をめぐる考え方は社会の変化に応じて変わっていく。ここで描いた将来像が、いつまでも「将来」のままになるとは限らない。劣悪な事情を乗り越える工夫が現状から出てくれば、描くべき「将来像」も変化していく。そこに新たな「将来像」が生まれることも予測しなければならない。そういう意味では、平成17年(2005)に策定されたこの提言が「一里塚」になるかもしれないが、論議の素材としての意義は大きいだろうと考えている。

新しく迎える年度においても、ひきつづき、この提言の肉付けを行い、新図書館構想に向けて着実な歩みを進めるとともに、市民の声を聴く機会を深めていただくことを期待する。

周知のように市の財政事情は厳しい状態が続く。この提言を忠実に実行するには、相当長期にわたる計画策定が求められる。将来像に向かって、現状から一歩でも二歩でも歩みをはじめ、四日市市立図書館を、市民による、市民に役立つ、市民のための図書館に育てることが重要な責務であることを提言する。

平成17年3月

市民に求められる図書館検討懇話会 会長 柴田 正美

目 次

	図書館を取り巻く社会の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第1節	5 公共図書館の役割と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1	役割の拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	資料・情報の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
3	新サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4	新しい機器の導入と職員の資質向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5	相互協力網の充実と利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
6	学校や学校図書館への支援とサービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
7	運営方針と職員体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
8	市民の視点をてこにして・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第2節	5 公共図書館の現状と今後の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
1	図書館の基本的構成要素・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	収集するメディアの拡張・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
3	電子化情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4	「知のネットワーク」の中核となる図書館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
5	図書館の規模・立地と全域サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
6	来館困難者へのサービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
7	職員の資質向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
8	市民とのコラボレーション(協働)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
9	他機関・組織との協力網・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
10	最適な運営体制の選択・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
11	市民とともに歩む図書館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第2章	四日市市立図書館の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0
第1節	5 四日市市立図書館の歩み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	0
1	平成 20 年に創設 100 周年・・・・・・・・・・・・・・ 1	0
2	自動車文庫巡回 40 周年・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0
第2節	り 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	1
1	施設の老朽化・狭隘化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	1
2	駐車スペースの不足・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	1
3	AV 資料についての現状、隘路はスペース・・・・・・・・・・・・・・ 1	1
Δ	市民の求めるサービスの深化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2

	5	どこに	こいて	も市	民:	: 自	動	車2	之厚	Ξ σ,)運	行	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	12
			V																												
		21																													
第		新し																													
		四日市																													
	2	四日市	市の	図書:	館の)運	営力		† •	×	•	•	•	•	٠	•	٠	•	•	•	•	•	٠	•	٠	•	•	•	•	•	13
第	2節	全垣	ヸ゙゙゙゚゚゚ナー	ビス	の方	ōÓ	性				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•			•	•		•		13
	1	全域さ	ナービ	スの	体制	 •	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	٠	•	٠	•	è	٠			13
	2	全域さ	ナービ	スの	運用	∄•	•	• •	•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	٠	•	¥	٠	•	٢	1 4
第	3節	i サ-	-ビス	の新	たた	風な	開			•	•	•	•		•		٠		•	•	* 1		((⊕)		٠	•	¥	٠	* 5		1 4
	1	物流シ	ノステ	Д •		•			•	•	•	•		٠	•	•	•	•	•	•			•	•	٠	٠	•	•	•	•	14
	2	商用ラ	ニータ	ベー	スの)導	入		•	•		*1	•	٠	٠	*	•	*	•	•		· *		*	×			٠	• 5	•	15
	3	資料提	農供に	関す	るけ	ナー	ビ	ス・	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•			•	•		•	•		•	16
	4	利用者	対象	別の	サー	-ビ	ス				•	•	•				•	•		•	•			•	•					•	16
	5	学校^	の支	援に	関す	する	サ-	<u> </u>	ヹス		•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	٠		. ,	•	٠			٠			21
	6	大学図	書館	との	連携	•	•		•	•	•	•	((*)	:•	*:	٠			•		•	* 1							•	•	21
	7	イベン	/ - •	講座	• 信		発信	言力	ナー	- L	ス	•	٠		٠	٠	٠	٠	٠	•	•					٠	٠	٠		•	22
	8	ネット	ワー	ク機	能の)充	実		•	*		*		:•	•:	•	*	٠		*	•	* .:		9) .		: : :	×			•	23
	9	広域和	川用・			•	•			٠	٠	٠	•	•	٠	٠	٠	٠	٠	•		•	•	•	٠	•	٠	٠	•	•	23
-	10	ボラン	ノティ	アと	のす	更な	る	連携	軣•	•	•		٠	٠	×	•		٠	٠	٠	٠						•		•	•	24
-	11	開館	詩間の	延長	• 厚	铜館		数0	り増	針		•		•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•			•	•	25
-	12	行政习	を援サ	ービ	スの	D導	入	•	• •	•	•	•	٠	٠	٠	٠	•	٠	٠	٠	٠	•		•	•	•	•	•	•	• ;	25
第	4節	i 位置	፟ • 建	物•	規模	莫•	設位	備₫)考	きえ	方	•	•	•	•		•	•	•	•					٠	٠	•	•	. 1	e i	26
	1	位置・	建物	• 規	模に	<u>こつ</u>	しい	٠ -	•	•	•	•	•	•	•		•	٠	ě	•	* 14			*	٠	*:	٠	٠	* 4	•	26
	2	施設計	设備に	つい	て・	•	•		٠	٠	•	٠	٠	•	•	٠	•	•	٠	٠		0	•	•	٠	ě	ě	•	•		26
第	5節	i P 3	密室、	学習	室等	手の	位記	置:	グけ	† •	•									٠			•	•	٠	٠	ě	•			26
	1	大阪丹	て雄記	念室			•		e •	(*)	•	•	•	*	•	*	٠	٠	•		* 1	8) *		٠	⊘ •3		٠	•	* 3	6).	26
	2	児童室	≧・調	ベ学	習0.	D場	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	٠	•	٠	•	٠	٠	• •	e i	27
第	6節	5 職員	. .		• (•		•		•	٠	•			•	•	•	•		•								٠	28
		司書師																													
		t去/提用																													

3 一般	職員・・	• •	• 🔅	٠	•	•	•	٠	٠	٠	•	•	• •	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	28
4 ボラ	ンティア		• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	28
第7節 そ	の他・・		• •	(•)	(€0		•	•	•	•	•	•	• :•	(i)*		•	•	•	•	•	•	•	•	•	(•€	•	•	28
参考資料																												
資料1	「市民に	求め	らわ	る	図	書食	官核	信	惒	話	会.] [開作	経	過	•	•	٠	•	•		•	•	•	•	•	•	29
資料2	「市民に	:求め	らわ	る	図	書食	官検	計	懇	話	会.] =	委員	名	簿	•	•	٠	•	٠	•	•	•	•	•	•	•	31
資料3	「市民に	求め	5h	る	図	書食	官検	計	懇	話	会.	J	设置	要	綱	•	•	٠	٠	٠	٠	•	•	•	•	•	•	32



第1章 図書館を取り巻く社会の変化

第1節 公共図書館の役割と課題

1 役割の拡大

公共図書館は、これまで市民の資料・情報要求を迅速・的確に実現することとされてきた。 図書館は市民の要求を予測し、それにいつでも対応できるように準備を整えるという役割を 期待されていた。

2 資料・情報の展開

しかし、市民の要求は、多種多様になっており、それらを予測し準備を整えるという作業は至難のものとなっている。図書・雑誌といった従来から所蔵してきた資料・情報のほかに、マルチメディアに対応する電子化された資料・情報への展開は必至であろう。

3 新サービス

多種多様な要求に応える一方では、例えば起業志望家をターゲットにして「ビジネス支援」 を打ち出したり、既存企業における資料室の衰退に代わる役割を果たすべく、地域産業を念 頭においたサービスも企画される必要があるだろう。

4 新しい機器の導入と職員の資質向上

新たな形態の資料・情報の所蔵・提供には、新しい機器の導入も求められるし、それらを使いこなせる技術と、市民へのサービスに信念をもった優秀な職員の配置が必要となってくる。

5 相互協力網の充実と利用

資料・情報要求の多様さへの対応は、単館主義の克服でかなりのところまで可能である。 現代の図書館は相互協力網を不可欠なものとしており、他の公共図書館への資料・情報の提供も必然的なものとなっている。

6 学校や学校図書館への支援とサービス

相互協力は、他の公共図書館だけが対象ではない。むしろ市内の学校図書館や公民館等の生涯学習支援組織への協力も積極的に進めることが期待される。

7 運営方針と職員体制

単館主義からの脱却は、資料・情報の身代わりである目録情報の充実を求めることにつながり、他の図書館の資料・情報についての知識を豊富にもつことが期待され、専門職員の能力に依存する面が多い。専門職員の確保には、職員の処遇をも含めて館の運営体制が大きく影響する。一時的に優秀な職員が配置されても、職務に見合った環境を提示するには、職務職階制を背景とする現行の公務員制度のなかで保証をするためには相当の覚悟を持たなけ

ればならないだろう。

8 市民の視点をてこにして

山積する課題や、膨らんでいく市民の期待に的確に応えるためには、市立図書館が先導的に事態を見つめることと果敢な挑戦的姿勢が必須であるが、それと併せて、市民の図書館に対する視点を先鋭化させる仕掛けをも形成することが目標として掲げられるべきだろう。

第2節 公共図書館の現状と今後の課題

1 図書館の基本的構成要素

塩見 昇大阪教育大学名誉教授によると、図書館の働きを成立させる基本的な構成要素には、資料・施設・職員・利用者があるとされる(塩見 昇『図書館概論』三訂版 日本図書館協会 平成13年)。基本的な要素としては、これで十分であろうが、現代の公共図書館を考えるときには、さらに「運営体制」を付け加えることが必要だろう。なぜなら、これまでは自治体の「直営」が当然とされ、他の選択肢が地方自治法や図書館法といった関連法令によって制限されると考えられてきたが、昨今の各自治体の財政状況や、公共サービスのあり方を見直す論議のなかで様相を変化させてきたからである。

2 収集するメディアの拡張

図書館が収集し市民に提供する資料は、図書(本)・雑誌といった文字を印刷した媒体が主たるものとされてきた。昭和25年(1950)に制定された図書館法では、各種の視聴覚資料をも含むこととされていたが、収集対象として大きな位置を占めないままで進んできた。けれどもビデオテープ(劇映画・ノンフィクション・教養もの・報道ものといったものから、教育・学習に有用なものまで非常に多くのジャンルが利用できる。)や、コンパクトディスク(CD:音楽ばかりでなく、語学習得のためのものも数多い。)が家庭のなかに入り、それを媒体とする情報流通が盛んになるなかで、図書館の重要な収集対象となってきた。視聴覚資料に関わる技術の展開・発展はめざましく、次々と新しい媒体が市場に投入され、内容面でも豊富になっており、市民からの利用要求も相次いでおり、図書館はそれらを利用できる機器の整備と資料の充実を求められている。

3 電子化情報

情報の電子化が進むなかで、CD-ROMやDVDといった媒体への需要もでてきている。 百科事典が紙の媒体から電子化情報へと進化し、パソコンを利用するのが当然となってきている。図書館の提供する情報も、こうした動きに対応できないと最新の、また正確な情報を市民に提供できなくなっている。電子化情報の行き着くところは、図書館以外のところで管理・蓄積されている情報へのアクセスとなる。インターネット端末を準備し、その利用法について市民にサポートしながら、場合によっては内容面での評価手法などを伝える業務が図書館に課されるようになってくる。

4 「知のネットワーク」の中核となる図書館

このような最新の情報を利用したサービスは、ビジネス面での利用ということもしばしば起こってくる。単に資料・情報の提供から、市民の提起する調査相談に積極的に応じるレファレンス機能に依拠した複合的なサービスへの展開が必然的なものとなってくる。これらの新しいサービスを始めるにあたっては、その需要動向を見ることもさることながら、地域への貢献の度合いや、目的などの明確化と市民からの積極的なサポートを取り付けることが重要であろう。

5 図書館の規模・立地と全域サービス

今後の図書館の立地は、市民にとってアクセスの便利なところが最も期待される。諸般の 事情で郊外での建設を余儀なくされても、相当の駐車スペースを確保し、結果として「便利 なところ」を確保しなければならない。常に市全体での計画を踏まえて、市民にとって利便 性の高い立地を考慮することが求められる。

施設の規模を計画するにあたっては、市内全域にサービスを均等に提供できるよう工夫をする必要がある。四日市市ほどの広さと複数の地域ごとの特性を有している自治体においては、複数の図書館施設を配置することが望まれる。それらを全体として市の図書館システムとしてとらえ、市民のアクセスはどの図書館に対しても同一のレベルを提供できるようにしなければならない。この考え方は、将来において市域に組み込まれる可能性をもっているすべてについて適用されなければならない。

6 来館闲難者へのサービス

また、市民にとって均質なサービスを保証するには、施設・建物としての図書館等を造るだけでなく、現有の「かもめ号」「みなと号」を拡充した自動車文庫(移動図書館)網を構成することが必須である。これは来館利用に障がいのあるすべての人々(肢体不自由者、高齢者、病院入院患者なども含まれる。)を対象として計画されるべきだろう。

7 職員の資質向上

市民にとって有用なサービスは、資料・施設が整備されるだけで実現されるわけではない。 図書館の提供できる資料・情報について豊富な知識と、サービスに関する的確な技術を備えた有能な職員が図書館に配置されてこそ、投資した資産に見合うアウトプットを市民は享受できる。 このような職員を確保するための「運営体制」は慎重に検討される必要がある。

8 市民とのコラボレーション(協働)

自身の自己実現の場と見るならば、そこでボランティアとして「いきがい」を見出す市民 の存在も肯定されるだろう。そうした市民の意向を的確に読み取り、行政的視点を強調する だけでなく「市民との協働の場」としての意識を形成していくことが望まれる。

その際に忘れてはならないことは「協働」の実態である。対象者が存在するが故に「協働」 という行為が成立するのであり、対象者のもつ個人的な事情についての共通する理解と行動 を確保しなければならない。

9 他機関・組織との協力網

これまで公立図書館は、在住・在学・在勤要件を当然のこととしてきた。しかし、三重県立図書館が「どこでも、だれでも、いつでも」を標榜して全国展開を図る方向を示して以来、様子は一変した。多くの自治体が、このような要件をはずす方向に進んでいる。少なくとも近隣の自治体との間に「広域利用覚書」を締結して、積極的に協力関係を深める方向にある。四日市市においても、これまで覚書を締結して協力関係を深める方向を追求してきたが、引き続きこの努力を払い、北勢地方全体でのリーダーとしての責任を果たすべきだろう。

児童・生徒は、図書館の利用者の相当部分を占めている。個々の児童・生徒から支持される図書館であることを目指すことは当然のことであるが、それと併せて学校との協力関係を深める方向が目指される必要がある。社会見学の対象、体験学習の場、図書館利用教育への協力といったことをこれまでも実現してきたが、さらに学校図書館への積極的なサポート体制を構築し、図書館協力の内実を高めることが期待されている。

10 最適な運営体制の選択

公立図書館の運営は、これまで「直営」と「業務を限定した委託」以外はあまり考えられてこなかった。平成15年(2003)以来、こうした事情は一変した。施設の建築・改築・一部業務の再編などを機会として導入されるPFI(Private Finance Initiative)、館長職をも含めた委託を可能とする指定管理者制度、システム単位でも実施されるようになる市場化テスト、など多くの方策を試みることができるようになった。また、こうした形態を引き受ける民間企業にも力を付けてきたところが多い。

どのような形態で運営を続けるのが市民にとって最適な文化環境を保証できるかということを慎重に検討し、適切な判断をしなければならない。

11 市民とともに歩む図書館

新しい四日市市の図書館を創るにあたっては、長期的な見通しをもつとともに、それについて市民の理解を得るように努めなければならない。その過程においては、市民の意見を聴く機会をできる限り多くし、その意向に添えるように選択を重ねて行くことが必要である。また、継続的に市民の理解を深める組織として、例えば「図書館友の会」といったものを策定し、市民主導の図書館運営を実現できる方向性を提示することが期待される。



第2章 四日市市立図書館の現状と課題

第1節 四日市市立図書館の歩み

1 平成20年に創設100周年

四日市市立図書館の創設は古く、明治 41 年(1908) 10 月1日に第五尋常高等 小学校(現在の市立中部西小学校)内の附設建物として設置されたことに始まる。

そして、大正3年(1914) 12月1日には、当時の市役所内の木造平屋1棟の附属建物に移転したが、同5年(1916) 6月17日に大正天皇御大典記念事業として、保光苑(現在の諏訪公園)に木造2階建・擬洋風建物の新図書館が開館した。

昭和4年(1929) 4月1日には、実業家熊沢一衛氏の昭和天皇御大典記念事業の 寄付による鉄筋コンクリート造2階建、ペントハウス付、スクラッチタイル張りの新 図書館が諏訪公園に開館し、県下でも近代的な公共図書館としての威容を誇った。

しかし、昭和 20 年(1945)6月 18 日末明の空襲によって、市立四日市病院が 焼失したため、図書館を罹災者のための診療所に転用し、市立図書館として復帰した のは同 24 年(1949)11 月3日のことである。

その後、昭和 48 年(1973) 7月 10 日に鉄筋コンクリート造地上3階・地下1階、延床面積 4,062.31 ㎡の規模で「白亜の新図書館」として現在地に新築・移転し今日に至っているが、3年後の平成 20 年(2008) には創設 100 周年を迎える。

2 自動車文庫巡回40周年

広い市域面積にもかかわらず、分館を有しない市立図書館では、図書館が遠くて利用できない人々にも読書の機会をと、全域サービスの一環として自動車文庫を運行している。

自動車文庫が初めて導入されたのは、昭和39年(1964)10月のことで、「みなと号」と命名されたマイクロバスを改造した車体に1,200冊の図書を積み、市内48カ所の停車場を毎月1回巡回することから始まった。

そして、昭和 48 年(1973)10 月には、かわって蔵書数 1,700 冊の「みなと号(2世)」が 76 カ所に増えた停車場を巡回、同 53 年(1978)9月からは「かもめ号」を1台増車して2台体制となった。

昭和 62 年(1987) 10 月には、さらに「みなと号(3世)」にかわったが、蔵書数は一挙に 3,200 冊に増えた。

その後、平成3年(1991)8月には新しく「かもめ号(2世)」に、同10年(1998)10月には「みなと号(4世)」にかわり、本年(2005)3月には「かもめ号(3世)」にバトンタッチされ、2月7日に本市と合併した旧楠町地内の2カ所を含め、現在は92カ所の停車場を巡回している。

自動車文庫の年間貸出冊数は年々増え続けており、これからも継続して巡回サービスを求める声が強い。利用者は乳幼児のいる若い母親や年配の女性が多く、今後は、 積載資料の幅を広げ利用者の拡大や利便性についても考える必要がある。

第2節 現状と課題

1 施設の老朽化・狭隘化

現在の施設は、建設後31年を経過し、増築のあったのは平成3年(1991)3月末に点字図書室(現点字・録音資料室)としての85.11㎡だけである。

この間、蔵書数は開館当時の約59,000 冊から平成16年(2004)3月末現在の約380,000 冊と約6.4 倍に増えている。建物の老朽化に加えて、蔵書数の増加に伴い、書架が増え、通路などのスペースが狭くなり、例えばカウンターを「貸出・返却専用」「読書相談やレフアレンス専用」などに区分することや、成人コーナーの開架書架を低書架にして見やすくし、書架の間隔をもう少し広くとるなどして、ゆったりとした空間を確保し、新しいサービスを展開するためには、施設全体の狭隘化が目立ち限界にきている。

2 駐車スペースの不足

駐車場の不足については、利用者からも度々指摘されている問題であり、今回の市民アンケート結果にも如実に表われている。当館利用の約7割が車を利用し、当館利用の半数以上が駐車場に対して不満を感じている。また、当館を利用したことがない人に、どのような条件を整えたら利用するかの問いに、約3割が十分な駐車スペースをあげている。開館当初は、20数台の駐車スペースであったが、平成元年(1989)に近鉄高架下の駐車場30台を、さらに平成10年度には、市文化会館第4駐車場片面30台分を確保したほか、職員の自力によって敷地内駐車場の白線を画き替えることにより、現在103台の駐車を確保している。しかしながら、日曜日や夏休みなどは特に慢性的な駐車不足に陥っているのが現状である。

3 AV 資料についての現状、隘路はスペース

AV 資料の収集については、平成 2年(1990)に三泗地区視聴覚ライブラリーが「視聴覚センター」に移管されて以来、収集されていないのが現状である。しかし、最近は、DVD、インターネットなど映像資料のデジタル・コンテンツ化が急速に進展しており、このような高度情報社会に対応して柔軟に図書館の機能を展開していくためには、今後、AV 資料の収集についても取り組む必要がある。市民アンケート結果をみても約14%が AV 資料の充実を求めており、この種の新しい媒体への期待は大

きい。しかしながら、現在の限られた図書館のスペースでは、確保が非常に困難であり、大きな課題となっている。

4 市民の求めるサービスの深化(開館時間の延長・開館日数の増大など)

現在の開館時間は、平日は9時30分~19時まで、土・日・祝日は9時30分~17時までとなっているが、これからの図書館サービスとして期待するもののなかに 開館時間の延長や開館日数の増大を望む声は高い。

ただ、開館時間の延長や開館日数の増大など新たなサービスを行うためのスタッフの確保には、市職員の場合はフレックスタイムの導入や、その他指定管理者制度の導入、民間事業者への委託、ボランテイアとの協働等についても視野に入れて検討する必要がある。

5 どこにいても市民:自動車文庫の運行

「現在は、「みなと号(4世)」「かもめ号(3世)」の2台を運行し、1台に約3,2 〇〇冊の図書を登載して、8月を除く毎月1回、市内92カ所に設けた停車場を巡回 し、図書の貸出サービスを実施している。

図書の年間貸出冊数は、平成13年度 58,652冊、平成14年度 65,107冊、平成15年度 68,201冊と年々増え続けているが、今後はより安全な停車場所の確保や巡回日時の拡充に努めるとともに、本館貸出図書の自動車文庫への返却が可能かどうか、検討する必要がある。



第3章 21世紀における望ましい四日市市の図書館のあり方

第1節 新しい図書館の基本的な考え方

新しい図書館は、四日市市における生涯学習の中心的役割を担うため、すべての学習情報・資料をすべての利用者に提供するという基本理念の下に、先に行った市民アンケート調査結果を尊重し、「いつでも、どこでも、だれにでも」 開かれたハイブリッド図書館*として機能する。また、大学図書館や学校図書館など、他の図書館並びに社会教育関係機関やNPO、市民グループなどとの幅広い連携・協力関係を基盤として、24時間稼動する"学びのオアシス・ネットワーク"を構築し、その中核的な役割をも担う。

*ハイブリッド図書館:従来の伝統的な図書館機能に加えて電子図書館機能をも併せ持つ図書館

1 四日市市の図書館の基本方針

- (1) すべての市民(市に往来するすべての人々をも含む。) に対して、生涯学習及びビジネス支援のための自学自習及び調査研究の場を提供するとともに、学習・調査支援情報を積極的に提供する。
- (2) 社会の情報化の進展に対応して、図書・雑誌等の伝統的な情報媒体に加え、電子化された情報媒体をも含めてサービスを提供する(ハイブリッド図書館サービス)。
- (3) 市民生活をより豊かにするための知識・情報を提供するとともに、四日市市に関して学ぶための学習情報をインターネットを通じて国内・外に発信する。
- (4) 高齢者や社会的・身体的なハンディキャップを持った人々や外国人に対しても、公平なサービスを提供できるよう体制を整える。
- (5) 学校図書館、大学図書館、資料館、博物館など他の図書館や学習支援施設との連携を図り、資料搬送システムを活用し、それらの機関との間の資料の相互貸借を円滑・ 迅速に行う。
- (6) 図書館施設は、ゆとりある読書や学習・調査のための時間と場所を提供する。

2 四日市市の図書館の運営方針

(1)図書館の運営は、市の財政状況を考慮しつつ、PFI等の適切な運営形態を取り入れるとともに、市民団体や NPO 等との連携・協力により、地域通貨(例えば、四日市市では「Jマネー」と呼ばれている。)の活用などをも含む協働体制を推進する。

第2節 全域サービスの方向性

1 全域サービスの体制

四日市市ほどの規模の市域では、全域サービスを実施しようとすれば単一館では難

しく、地域の特性を踏まえた複数の館を設置するのが望ましい。この場合、地区単位 レベルの数の小規模な分館を設置するということも考えられるが、均等で質の高いサ ービスを維持し、かつ、厳しい市の財政事情も考慮するならば、情報量、人的・サー ビス面において独立館としての機能を持ったいくつかの地域拠点館と、自動車文庫の 適切な運行とで図書館網を形成していくほうがより効果が期待できる。

地域拠点館には、実績のある既存の施設(あさけプラザ図書館、楠公民館図書室など)を活用するとともに、新市立図書館をもってこれに充てる。そして、新市立図書館には電算システム・所蔵資料の一元管理、予算管理、他の地域拠点館へのサポートなど、中央館としての機能も合わせ持たせ、中央館、地域拠点館、自動車文庫とで一つの図書館システムを構築する体制が適切である。

2 全域サービスの運用

市民が「いつでも、どこでも」中央館、地域拠点館の資料を等しく利用できるのは無論のこと、すでに稼動している三重県図書館ネットワークなどのシステムを十分に活用し、市民のあらゆるニーズに的確かつ迅速に対応できる運用が必要となる。この際、中央館は、オンライン予約配送、オンラインリクエスト配送などのサービスの中核としても機能し、地域拠点館及び自動車文庫へとつなげる役目を果たすことになる。

特に自動車文庫は、調査相談・読書相談などの窓口、来館利用に障がいのある人へのサービスの窓口などの機能も含め、その機動力には大きな可能性がある。

また、よりきめ細かいサービスを考える時、コンビニ等とのタイアップによる資料 搬送システムなども検討する必要がある。

第3節 サービスの新たな展開

1 物流システム

前節に述べたように、市民は市内のどこに在住・在学・在勤しようが市立図書館の利用にあたっての差が生じてはならない。特に「いつでも」利用できるようにするには、市立図書館の窓口が身近に存在することが必要となる。市内各所にこうした図書館の窓口機能を配置するとなると、そこに資料等を運搬する手段を整備することが求められる。

市総務課の所管する既存の搬送ルートは、市としての窓口の存在が前提であり、市内全域をカバーできるだけの効果をもっていない。また、ルートを運営する主体により送達先に制限が存在する。(大半の物流が市民センターまでしか送達されない。) そこで、それらを大きく市全体をカバーする「基幹的な物流ルート」を設定し、どのようなものであっても区別なく既存窓口までの送達をできるようにする。その先にさらに細密な物流を確保できるシステムが期待されるだろう。この細密なシステム部分

は、市民によるボランティアとの協働が検討されるべきだろう。

市民にとって有用な物流システムは、多くの担当者が、それぞれ小さな部分を分担することによって支えられる。このようなシステムでは、個人情報の漏洩が容易に発生する。物流システムの設計にあたっては、個人情報を護る観点を重視しなければならない。

システムが有効に、かつ安全に機能するようになれば、必然的にシステム利用者は 増大する。市立図書館の資料利用は「市民の権利」という観点からすると、量的増大 を理由とした市民負担を求めることはできないであろう。量的増大こそが「市民に求められているサービスの実現」だという理念を確保することが必要である。

2 商用データベースの導入

本章第1節に述べたように市立図書館は、市民の豊かな生活を支えることが基本的な使命である。それらの生活は、多くの知恵と知識を集約することで成立する。生活する上で必要となる情報は、市民の置かれている環境によって異なる。図書・雑誌といった従来型の資料ではカバーできないもの、展開されつつある AV 資料やパッケージ型の電子資料からも、入手できない情報に対するニーズはますます高まってくるであろう。

こうしたニーズに積極的に応えるために、まず市立図書館におけるレファレンス機能が充実される必要がある。なぜならば、幅広く、また深い情報のすべてを市立図書館があらかじめ受け入れておくことは現代においては「絵空事」であろうからである。市民からの情報要求をまって情報の入手行動が始まることを考えるならば、情報の存在についての案内・ガイド機能であるレファレンスが重要になってくる。レファレンス機能は、市立図書館の所蔵する資料・情報だけで充実できるものではない。有能なレファレンス担当者を確実に確保することが最も重要な課題となる。

有能な担当者が存在しても使える資料・情報が貧弱であるならば、機能を期待できない。各種のデータベースへのアクセスを保証する体制が必要である。それらのデータベースを直接来館した市民に提供・開放することも検討されるべきだろう。ただし、提供・開放にあたっては効率的な利用を願って一定のガイドが必要となる。それは、例えば市民向けの公開講座に含めたり、希望者を募って内容の濃い知識と実地演習を組み込んだものが考えられる。図書館員だけが利用するデータベース・システムから、市民によるリーズナブルな利用を勧める方向への展開を常に指向することが必要である。

市民が多く利用しているデータベースとして、「インターネット上のデータ群」が存在する。多くの家庭にパソコンや携帯電話端末が普及し、インターネット利用はありふれた状況になっていることは事実であるが、まだ情報入手環境を整えていない「情報弱者」とも言えるような市民の存在も忘れてはならないだろう。そうしたニーズを想定し、インターネットを利用できる環境を市立図書館が提供することも重要な責務である。機器の設置と併せて、利用にあたっての基本的な技術と知識を提供する体制も整備しなければならない。パソコン等を置くだけでなく、それを効率的に利用

し、また得られたインターネット上のデータ群を、適切に評価する能力を獲得できる ような講習会なども企画することが求められる。

3 資料提供に関するサービス

四日市市の歴史と文化、経済活動の軌跡が、国内外に果たした役割や影響についてはまだまだ調査研究の余地が多く残されている。そのためにも、博物館や地域の郷土資料館、企業、大学と連携し、役割分担を明確にしながら、意識的に地域資料の充実を図ることを、新しい図書館活動の一部として重点的に位置づける必要がある。なお、地域資料の充実は図書館にとって重要な課題であるが、その定義と分類をより明確にすることも重要である。

図書館には、四日市市史の刊行後も全国の市町村史が集約中であるが、今後も地域 資料の充実の一環として保管する必要がある。現在、これらの資料は分離保管されているため、市民による活用はあまり活発ではないが、生涯学習や総合学習、企業の調 査活動などにとって重要で基礎的な資料である。また、郷土研究者の高齢化が進む現 在、新たな地域活性化を担う人材育成にとっても必要な資料である。新しい図書館では素早く利用できる体制を取ることによって、活用の促進を図る必要がある。

四日市市や三重県をはじめ、県内の公共機関が発行する行政資料、あるいは各種白書なども網羅的にかつ継続的に収集・提供することが重要である。

4 利用者対象別のサービス

(1) 児童に対するサービス

未来社会を担う子どもたちの豊かな創造力や情操を育み、また、思考力を育成する上でも図書館の児童サービスを充実させ、その役割を担うことが望まれる。そこで、図書館は、まず「本」と出会うところとする視点から

- ・豊かで魅力ある図書の充実
- ・児童室専門のカウンターの設置
- 専門の司書の配置

が必須の条件といえよう。子どもの読書は、自由で自発的なものとする一方、的確な 選択眼でもって読むべき本を指し示すことができることを一番に願いたい点である。

その上、のびのびとした雰囲気のなかで、放課後や休日を自由に子どもたちが過ごすことのできる場づくりが求められる。例えば、朗読会や絵本の読み聞かせなどはもとより、子ども向けの講座、作家、イラストレーターの講演会、本づくり、工作、おもちゃ作り、音楽、映画など、子どもたちの新たな興味を引き出すことのできる場を興していくことを求めたい。

① 乳幼児の読書環境づくり



特に乳幼児期の子どもの本との出会い方は、心身ともに「遊び」の要素が大きい。成長に添った本が揃い、親子ともに気楽に図書館に居られるよう設備に配慮が要る。価値観の多様化している今日、また、多種多様の情報が氾濫するなか、司書による厳選された育児情報の発信や、親たちが情報交換したり交流を深めたりする場としての機能をも持ちたいものである。

子どもにとって家庭は一番小さな単位の社会、「学び」の場とも言える。この「家庭」をサポートするために、育児や教育に関連した資料の充実と、子どもの読書についての相談を受ける窓口も設けたい。

② 学校図書館との連携

子どもたちの読書欲、情報活用力の高まりに応えるべく、図書の共有化、有効活用を図る。また、オンライン・ネットワークシステムが構築され、子どもたちに本が届きやすくなったが、「もの」の届くことだけが重要なのではないだろう。内容の伝達という面では、特に文学作品の伝えてくれる情報は人の声、生の言葉でもって伝えたいものである。司書によるブックトークなども不可欠の条件でありたい。

その上、親に対して、子どもの図書館の利用促進はもちろんのこと、家庭での読書 習慣を身に付けさせるためのアドバイスや、選書のコツを教えたりすることも学校図 書館との連携の考えのなかに入れておきたい。

③ ボランテイアとの連携

子どもに読書を促し、励まし、自信を持てるようにするには工夫が要る。児童書に 精通した大人による「読み聞かせ」は、本の楽しさ、本の妙味を知ってもらう的確な 手段である。

また、「本の帯づくり*」やお話の中に出てくる「クッキー作り」、「折紙」など楽しみと遊びを通して子どもの読書活動をひろげることも工夫のひとつである。このような催しごとにボランティアとして、市民ひとりひとりの持てる技、知識、能力で、その上、

意欲と活力でもって、児童サービス担当司書と、企画運営に至るまでの協働が必要となる。

*本の帯づくり:簡単に本の推薦文や読書感想を書いた帯力バーをつくること

(2) 青少年(ティーンズ)に対するサービス

市立図書館には、調べ学習の場として学習室がある。今後、パソコン・インターネット等を利用した学習が増加すると予想され、自発的な学習を支えるために、機器の設置と利用サポートが求められる。しかし、自習のための「場」として重宝に利用する学習者も少なくない。

図書館の役割から考えると、図書館の資料・情報・機器の利用に結びつかない「席・場」の使用は認めない厳格さも必要である。

心身ともに急成長を遂げるティーンズは、慣れ親しんだ児童書に関心を示し、一方で成人向け・専門資料・情報を求める旺盛な学習意欲を持っている。故に幅広い利用を推進するには、図書の選定は限定せず、ニーズに応じた図書相談を可能にする環境を整える必要がある。メインカウンターは、「児童・ティーンズ・成人」及び専門分野に至るまで、迅速な対応ができるよう司書等の専門職員を集約させた配置にしなければならない。

自己表現力の旺盛な世代なので、土・日の行事等協働の協力は、既存の活動への参加を促す技術指導と併せて意向や要望を語らせるコミュニケーションづくりが重要である。その際、固定観念にとらわれない自由な発想から生まれる新たな手法・企画に着目し、実現に向けてのアドバイスや運営サポートなどを行うことが肝心であり、図書館との共催や行事を行うことが望ましい。

(3) 勤労者に対するサービス

勤労者の図書館利用は勤務時間外が充てられるため、開館時間の延長と駐車場の確保、また、電車・バスの利便性に対する配慮は、最重要要件である。市民アンケートの結果でも勤労者の約8割が自家用車を利用しており、駐車スペース拡大の要求が高かった。

市民アンケートによれば、調査・研究を目的に来館する利用者は男性勤労者が多く、年齢が上がるほど調査研究の比率が高くなる。開館時間の延長はあまり大きな要求にはなっていないが、市内の大型書店が22時まで営業しているので、その時間までは勤労者の本に対する需要があるとすると、図書館の閉館時間は22時が適当であるということになる。駐車場は無料で、最低でも学習室を除いた閲覧座席数と同じ台数のスペースは欲しい。交通機関として、駅までのバスは閉館時間までは運行していてほしいし、バス停は図書館の入り口のすぐ前が望ましい。

また、館内で勤労者が効率よく調査・研究するためには、資料の配置場所がすぐわかる大きな表示がます必要である。そして、ノートパソコンと資料を置く余裕のある照明付きの机を設置する。さらにコピーサービスだけでなく、持参のパソコンでインターネットに接続できる環境(無線 LAN での対応など)を整備したり、予約制個室とグループ研究室を備えたりするなど、既に大学図書館で行われているサービスを取り入れて欲しいものである。蔵書の検索をする方法も、パソコンに慣れていない人のためのタッチパネルとビジネスマンや研究者のためのキーボードの併用に加えて、経験をつんだ司書が資料を探すための相談を受け付けるレファレンスカウンターも設置することが必要である。その司書は四日市大学や関連機関にある資料についても知識を持って利用者に助言ができ、また各種データベースを操作することによって、より

早く勤労者と資料を結びつけることができる能力が期待される。大学図書館には、勤労者の求める学術書・専門書が公共図書館より豊富に揃えられているからである。そういった意味で四日市大学とは組織的な連携を保ち、職員の短期交換研修等によって双方の資料や利用の状況などを体験することが必要であり、大学図書館との協力はビジネス支援の重要な方法のひとつとなるのである。

地域資料に関しては、四日市市には古く旧石器時代からの人々の歴史や地場産業・伝統的工芸品、さらに工業都市として石油コンビナートや公害克服など多くの特色がある。子どもから大人まで市民からの資料要求は多岐にわたるため、よりきめ細かい収集と保存体制の確立が求められる。これらの地域資料に関しては、閲覧・複写だけでなく全国の研究者に対しても貸出を行うなど、積極的に資料提供することが望まれる。

(4) 高齢者に対するサービス

余暇を得た多くの高齢者が、さらなる自己発達を目指して図書館に長時間滞在する 状況が増えている。このような高齢者が施設面でサービスを求める点はいろいろ考え られる。身体的弱者の面から、身体に優しい椅子とテーブルとその配置、たたみ一畳 程度の縁台、移動に必要なエレベーター、エスカレーターの設置、ユニバーサルデザ イン、コーナー間(例えば WC と各コーナー間)の移動距離を最小にする配置の設計 への配慮などを実現する必要がある。

時間的余裕がとれる人の面から、開放的で明るい喫茶コーナーを設ける、高齢者に限らず将来の図書館が屋根のある公園をイメージして設計されるか、それが無理なら屋根のある公園的な雰囲気のあるコーナーを設け、そこで気分をかえながら読書が楽しめるようにすることも検討すべきである。

人生経験豊かな高齢者は、おのずから知的要求の対象も広く、これに応ずる資料・ 情報の充実が必要だろう。年とともに身体機能が弱体化する面から、図書館内だけで なく自宅に居ながらにして本の検索、貸出、搬送など新しい検索システムと物流シス テムを構築することも求められる。

(5) 障がい者に対するサービス

図書館における障がい者サービスの対象となるのは、図書館の利用になんらかの障がいを感じる人のすべてである。ここでいう障がいは、図書館職員や他者が判断するものではなく、障がい者自らがなんらかの差し障りを感じるものを指している。文字情報が読めない(漢字によるサインを理解できない子どもも例になるだろう。)、ビデオの音声が聞こえない、図書館員をはじめとする他者とのコミュニケーションがうまくとれない、入院中などの理由で身体的に行動に制約があって図書館に行くことができない、資料にはアクセスできても内容に対する理解を図ることができない、建物の

構造に問題があったり、適切なガイドが不足しているために図書館内での資料・情報の利用に不便を感じている人、など多様な現実に気を配る必要が指摘される。

障がいをもつ市民への図書館サービスを、健常者と同様な条件にするためには、いろいろなサービス方法がある。求めに応じてパンフレット・リーフレットに及ぶ広範囲な資料を朗読する対面朗読、長い努力のすえに得られた点字読解能力に応じた点訳、視覚不自由者のための音声訳、触れることによって情報を取得できる人たちへの触る絵本の提供、展開の激しい電子技術を利用した媒体変換と機器の提供・大活字本・拡大写本・拡大読書器など弱視者へのサービス、字幕や小画面を利用した手話入りビデオ、やさしい表現やかな文字への書き直し、筆談による情報の交換、外国語への変換や日本語訳、など障がいの程度・内容・質に応じたサービス態様が試みられなければならない。

どのサービスにおいても、サービスを実施する側の障がいそのものについての理解が求められることは言うまでもないだろう。とともに、個別性も高く、サービスの密度は非常に深くすることが必要である。このためには多くの力を集約的に投入することが期待されている。日常的に発生する業務の合間を縫って、こうしたサービスを実行することは困難であり、また、固有の知識と技能を求められることもあり、司書とボランティアとの協働が必須であろう。地域の社会福祉協議会等の団体と緊密な連携を保ちながら、個々の障がい者の求める情報・資料要求に着実に応えるように努力を重ねなければならない。

(6) 多文化に関するサービス

四日市市の人口約31万人のうち、約8,400人が外国籍である。平成17年(2005)2月7日現在では、ブラジル人が最多の約3,500人で全体の42%を占めており、2位の韓国・朝鮮籍の約2,200人をはるかに引き離している。

彼らは日本語も片言のまま来日し、英語をほとんど理解しない人が多いので、現在の日本では情報弱者として市民生活から取り残される傾向が強い。彼らはほとんどが 共働きであり、日常化している残業などで、平日の図書館利用や、自動車文庫の利用 はあまり見込めそうもない。また、子どもたちは日本の教育制度に適応できなかった り、日本語能力は向上してもポルトガル語の読み書き能力の低下で、ブラジル人とし てのアイデンティティを失いかけているなど難しい問題を抱えている。

現在では笹川地区に共生サロンが開設されて、行政の対応がなされるようになったが、図書館としてはブラジル人や外国人拠点小・中学校の協力も得て、ポルトガル語の絵本や図書を収集し、雑誌や日本語教育の教材を揃えるなどの対策が必要である。特にブラジルで発行されている雑誌や新聞は母国の情報を、また、中部地方で発行されているポルトガル語新聞は日本国内の情報を得る手段として重要なものであるので、ぜひ図書館で定期購読して欲しい。市国際課や笹川地区の共生サロン、また、ブラジル人向けの商店などを利用して図書館の役割と蔵書を PR すれば、彼らも図書館に足

を運ぶのではないだろうか。

また、ポルトガル語だけでなく、英語その他の外国語図書のコーナーを作り、その一角で CNN ニュースを常時放映すれば、外国人利用者だけでなく日本人住民との交流にも役立つであろう。その際、国名等はカタカナだけでなく、原語による表示が絶対必要である。市国際課や(財)市国際交流協会などの関連機関との協力が望まれる。

5 学校への支援に関するサービス

(1) 支援センターの機能

学校図書館を支援するため、図書館内に学校支援センターや学校支援図書コーナー 等を設け、団体貸出等の支援を行い、物流も検討する。

(2) 学校に出向く司書たち

図書館司書が学校へ出向き、読み聞かせ、ブックトーク、ストーリーテリング等を 行い、読書活動の啓発に努める。

(3) 児童・生徒を受け入れる

「職業体験・社会見学・実習生」の受け入れを通して、図書館の機能と役割に対する児童生徒の理解と関心を高め、利用の増進を図る。

(4) 教職員との協働

朝読書の浸透、総合的な学習の時間における児童・生徒の調べ学習、司書教諭配置等、学校図書館をめぐる新たな動きに対応し、運営相談、子どもの読書活動推進に関する研修への講師派遣などの要請に応えるとともに、教職員に研修機会を提供するなど図書館と教職員の協働を図る。

6 大学図書館との連携

四日市大学情報センターは市内北部に位置し、広い駐車場を備えた車での便のよい独立図書館である。富田駅からも直通バスが運行されている。この図書館は広く一般に開放されており、閲覧だけでなく四日市市立図書館と同じように 10 冊まで 2 週間の貸出も受けられる。利用時間は 9 時から 18 時まで、土・日・祝日は休館であるが、市立図書館の休館日には大学図書館は開館しているということで市民にとってはありがたい施設といえよう。現在約 680 名の市民が登録をして利用されている。また、館内の AV コーナーにおいては、映像資料や最近の映画等の視聴も行っている。しかし、まだその情報は広く市民に行き渡っているとはいえないので、更なる広報が必要である。

四日市大学は、昭和63年(1988) 開学の新しい大学で、図書館の蔵書の中心は

経済・経営・環境・映像・音響・コンピュータ・政治・町づくり等の専門書である。 市民アンケートで求められている教育・保育系の図書は学部の関係で所蔵が少ないが、 大学図書館として白書・統計書・参考図書などの基本文献のほか、文庫や新書・叢書 の類は全点購入のものもあるなど、研究機関としての収集保存に努めている。

それに対して、開館 100 周年を迎えようとする歴史のある市立図書館は、新聞の地方版や和綴本、郷土史、文化財調査報告書をはじめとする地域資料や行政資料などまた、最新の文芸書・実用書なども備えた蔵書構成であり、お互い補填しあうものとして、それぞれの図書館の性格を生かした、蔵書の分担協力体制の構築が望まれる。定期購読雑誌についても重複は少なく、大学図書館の経済・環境系の英文専門雑誌などは、市民のビジネス支援にも有効活用ができよう。

市立図書館・四日市大学ともに、OPAC(コンピュータによる蔵書検索)をインターネット上で公開しているので、データベースの一体化を実現させて、双方の図書館内のOPACで1度に両方の図書館の蔵書の検索・予約ができ、配本車の運行により利用者はそれぞれの図書館で貸出・返却ができるような利用面での協力体制をも目指したシステム構築が配慮されるべきだろう。それぞれが加入している公共図書館・大学図書館のネットワークを有効に利用すれば、全国レベルで「利用者の求める資料を、いち早く利用者の手に届ける」ことができることになる。

7 イベント・講座・情報発信サービス

現代における図書館サービスは、図書館の所蔵する資料・情報だけに依存するところにとどまってはいない。けれども行き着くところは所蔵する資料・情報に関連させ、その利用を推進させるようにしなければならない。各種のイベントや講座を企画しても、それらと所蔵する資料・情報との関連を的確に説明できないようでは無駄な努力となるだろう。

時宜に応じた、また、時代の流れを見据えた資料展示を企画し、有名人ばかりでなく、地域において活躍する先達を発掘するなかで講演会やイベントを開催し、それらに関連した所蔵資料のブックリストを作成して参会者に配るなどといったことが実行されるべきだろう。また、図書・雑誌といった活字文化にのみ偏るのではなく、さまざまなメディアを活用して、図書館のもつ多様な面を市民に提起していくことが肝要である。

図書館における各種の行事などは、図書館だけが企画するものではないだろう。図書館の提供した資料等が仲立ちとなって市民相互が話し合ったり、読書内容を深める行動につながる契機をつくらなければならない。図書館の提起する「読書会」から、市民の発想・発起に基づいた学習会や各種の行事が、図書館の絶大なサポートのもとに展開されることが期待される。そうしたもののなかに、「図書館の賢い利用法」を紹介するイベントを組み込み、市民同士が秘訣を教え合うというものも考えるべきだろう。図書館のインターネット端末の利用法から、インターネット上の情報評価技術

を伝えることも企画となる。

各種の行事を開催し、その成果や状況を積極的にホームページ等で紹介する過程で図書館の情報発信サービスが実現される。図書館の所蔵する資料等をWeb-OPACとして公開することは当然のことであり、併せて意識的なブックリストの提示が市民の図書館に対する理解を深めることにつながる。

8 ネットワーク機能の充実

- (1)四日市大学図書館、市内小・中・高校の学校図書館、企業の情報・資料室、市立博物館、資料館、生涯学習センター、公民館、行政等との連携・協力により、「学びのオアシス・ネットワーク」を構築し、利用者は24時間、インターネットを介して、パソコンや携帯電話等から図書館蔵書及びこのネットワークの提供するすべての情報(目録・所在情報、予約情報及びレファレンスの送・受信、文化・学習情報などの各種企画情報等)へのアクセスを可能とする。
- (2) 既に稼動している県立図書館運用の MILAI ネットワーク、東海地区図書館協議会が 今後構築予定の館種を越えた図書館ネットワーク、国立国会図書館運用の総合目録ネットワーク及び国立情報学研究所 (NII) 運用の NACSIS ネットワークと、それにリンクしている国際ネットワークを活用して、市立図書館未所蔵の図書資料を図書館間相互貸借で全国及び世界の所蔵図書館等から借用(又は貸出)する体制を整備する。
- (3) 国立情報学研究所(NII)の開発した「NetCommons」(ネットコモンズ)などを上記のネットワークの中に導入し、インターネット上に、NPO や目的を共有する市民グループの自発的な学習を支援する情報共有システムを構築して、コミュニティの育成を支援する。

9 広域利用

交通システムの発展を背景に「日常生活圏」は、自治体という地域線引きを越境しつつある。図書館利用という面では、居住自治体よりは他の自治体のそれに期待する例が見られるようになってきた。これを制度的につくり上げようとするのが「広域利用」「相互利用」「広域サービス」「共通貸出(制度)」である。隣接する二つ以上の自治体が、首長の合意や議会での議決、教育委員会協定などを経て、覚書を締結して実施する。四日市市では、平成12年(2000)4月に三重郡4町(菰野町、楠町、川越町、朝日町)と覚書を締結したのを手始めに、平成14年(2002)4月には員弁郡2町(大安町、東員町)とも覚書を交わした。これらの覚書をもとに、平成15年(2003)12月に誕生した「いなべ市」(大安町、員弁町、北勢町、藤原町が合併)とも広域利用が可能となっている。

今後は、鈴鹿市、桑名市とも話し合いを継続していき、できれば北勢地方全域の市

町との間に覚書を取り交わし、広域利用の範囲を広げることが望まれる。

現在の広域利用は、市民・町民が他の市・町の図書館に出向いて、同等のサービスを受ける形態となっているが、これからの展開として域内の「どこでも貸出を受け、どこに返却しても良い」というシステムへの移行が図られる必要がある。その際には、域内図書館間での物流が必然的に発生することとなり、こうした事態への対応も検討しなければならない。広域利用を歓迎する市民・町民は、より的確なサービスを求めてサービスの良い、あるいは立地の恵まれた図書館への依存を深めることは明らかである。四日市市の図書館が、利用の集中する図書館となることを期待するが、同時に集中の結果として本来の市民へのサービス低下も避けなければならない。

MILAIを背景とした総合目録を広域対象に再編して、北勢地方での中核的機能をもつ窓口図書館の機能を果たしたり、貸出システムの共通化を図ったり、資料・情報の収集や蓄積における分担制度の導入など、新たな課題に果敢に取り組める体制をつくることが期待される。

10 ボランテイアとの更なる連携

市全体の読書活動の活性化を願う上で、また市民一人ひとりのもてる能力を引き出し、市民と地域の活力源を高めることからしても、サービスの新たな展開、拡充が求められる。その対応がマニュアル通り、機械的なものに陥らないために必要なものは人の温もりであり、ボランティアとの更なる連携が必要となる。

(1) 業務サポート

「読み聞かせ」「対面朗読」をはじめ、「書架整理」「図書の修理」「蔵書点検」「障がい者・高齢者宅への宅配」など業務の責務を自覚したサポートが挙げられる。

これらは、技術・知識を必要とするものもあり、職員がやるべき仕事か、ボランティアができる仕事か明確に認識する、区別する、そのための情報も必要になる。

個人情報保護についても、ボランティアに対して研修を実施するなど十分にわきまえる必要があり、責務を自覚した協働を進めていく必要がある。

(2) ボランティアのスタッフ・ルームの設置

ワーキングスペースとしても、ボランティアのスタッフ・ルームととらえても、今後、さまざまなボランティアが関わることになると、将来、事務局的な役割も生じて くることが予想される。その場の確保を検討しなければならない。

(3) 「図書館友の会」のようなボランティア組織の設立

創意工夫に富むアイディアと実行力で、図書館の使命を達成するためのパートナーとして図書館応援団をつくる。

講座・イベントの企画運営、環境整備や備品等の手入れなど、「やってみたい」とい

う思いや、好奇心が始まりであったとしても、自らの意志での関わりであるから、なによりの生涯学習ととらえて取り組むことができる。それを支えるために、組織の設立も一考と思われる。これほど社会を活性化させる手段は他にないと考えたい。

11 開館時間の延長、開館日数の増大

市民アンケート結果に見られるように、図書館の開館時間を延長したり、開館日数を増やすことを期待している市民の数は 30%近くに達している。これらの期待を無視することは許されないだろう。22時までの開館を、ぜひ実現してほしい。

そのためには、図書館サービスに従事する図書館員を増員させなければならない。 市民へのサービスを担当するカウンター職員の数を増やすだけでは、サービスの質を確保することは難しい。収蔵する資料・情報の量を増やし、増加する市民の資料要求に応えていかなければならない。開館時間・日数の充実で新たに発生する資料・情報要求は、これまでの要求よりも質においても量においても飛躍的に変化するであろう。その変化に対応できる図書館員は、図書館サービスに使命感を抱き、高度な知識と技術を備えていることが求められる。開館時間・日数の充実を、単純にカウンター担当職員の増員だけで賄えるものと考えてはならない。

周知のように、四日市市の財政状況は厳しく、職員等の充実は容易なことではない。 このような環境下においてサービスの拡大・充実を図るには、運営形態についての大 胆な検討が必要となるだろう。現行サービスを超えたサービス展開のために、可能な 限りの努力が求められている。

12 行政支援サービス(行政職員に対するレフアレンスサービス)の導入

四日市市立図書館は、まず四日市市民のための資料・情報の提供に力を傾注すべきであることは論をまたないであろう。それと併せて、市民の豊かな生活を支援するべく努力を重ねている行政職員の立場も忘れてはならない。行政職員の日夜の努力は、市民のために傾けられており、その努力をパートナーとして支援・サポートすることも市立図書館に課された責務と考える必要がある。

行政職員の必要とする資料・情報が何であるかについて相談を受け、ともに検討し、その探索に力を注ぐ「行政支援サービス」を展開することが期待される。資料・情報を的確に検索し、提供する業務に従事する図書館員は、行政の目標や役割について知惑していることが求められ、行政職員と同様な公平性に対する責任感を共有しなければならない。このような図書館員は、一朝一夕に得られるものではないだろう。図書館業務についての知識と技術を十分にわきまえたうえで、行政の重責を共有できるような研修を着実に身に付けていくことが求められる。

第4節 位置・建物・規模・設備の考え方

1 位置・建物・規模について

新しい図書館の建設位置については、1)現在の場所、2)既存の市有地、3)民有地の三点を前提条件としたうえで、市の財政力に配慮しながら郊外か、駅前かの交通に便利な場所を選択する必要がある。1)の場合には、建設期間中の数年間は閉館せざるを得ないため、市民にとって大変不便が生じ、仮施設による開館は経済的な負担が大きくなる。そのため、2)、3)の新たな場所を選択するのが好ましく、広い駐車場の確保を最大の条件として、郊外か、駅前かについて考える必要がある。なお、郊外の場合には、電車・バスなどの交通の利便性も条件となる。

新しい図書館の建物規模と複合形式は、敷地全体の面積から考える必要があり、将来の増築や維持管理経費なども条件としたうえで、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮し、現在の約4~5倍の規模を想定する必要がある。単一館か複合館の選択は、現在の図書館サービスの拡充と、市民のニーズを配慮したうえで、四日市市の教育・文化施策に沿って考えるべきである。仮に民間導入を条件とする場合は、どの分野が市民サービスの向上に最適であるかや、将来的な市民の経済的負担を軽減する方向で検討し、市民の利便性を最優先した複合形式を考える必要がある。なお、建物の維持管理や窓口業務など、民間が導入しやすい条件整備についても検討が必要である。

2 施設設備について

施設・設備については、全館的に効率化・省力化・省エネルギー化を目指すことが 求められ、最先端の技術と設備を積極的に検討する必要がある。

自動書庫を導入し、全ての蔵書一冊一冊に IC チップを埋め込み、コンピュータ化に伴う検索と貸出など手間のかからない返却の自動化システムを構築する。

使い勝手の良いコンピュータ、携帯電話のようなテンキーをベースとした情報入力システムなどの開発・導入を図り、YLNS(四日市市図書館ネットワークシステム)接続して、図書館内で効率的なインターネット利用ができるようにする。また YLNSには、物流システムとの一体化を図った機能を持たせ、「本を探す 借りる 返却する」サービスを自宅からでも可能なようにする。この物流システムには、地域の郵便局やコンビニとの連携をも組み込み、充実したサービスの展開を図る。

第5節 丹羽室、学習室等の位置づけ

1 丹羽文雄記念室

文化勲章受章により、四日市市で4人目の名誉市民に選ばれた丹羽文雄氏は、昭和

を代表する作家の一人であり、丹羽文雄記念室の存在は、図書館のシンボルとして全国に広く知られている。この記念室については、さらに内容の充実を目指しながら、これまでの活用状況と、県内各地の作家の記念館や資料館との連携や、県外の図書館における郷土出身作家の記念室などの状況を精査したうえで、名誉市民としてふさわしい顕彰を継続することが必要である。なお取り扱う資料の性格上、専門の学芸員的知識を持った司書の配置が必要である。

生涯学習施設としての図書館は、館内に関連施設を設置することで利用者の満足度をさらに高めることになる。職員構成や組織とも関わるが、複雑な組織や人員配置は利用者にとって分かりにくく不便であり、なるべく図書館内に関連施設を包括することが必要である。シンボルとしての丹羽文雄記念室、学習室・視聴覚ホールは、多様な情報機器の将来性を十分検討し、基本構想段階より市民参加を保証して検討することも必要である。

2 児童室・調べ学習の場

公共図書館がマスコミに登場する情景として「夏休み最後の休日に混み合う学習室」がある。公共図書館に対するイメージとして「中学・高校生の自習の場所」が定着してしまっていることを意味するだろう。しかし、図書館の本来の使命は、蓄積された多くの資料・情報を提供することであり、副次的にそれらを利用するための「場」が設定される。従って資料・情報の利用に結びつかない「席・場」の確保には慎重になる必要があると考えられる。特に、駅前等の便利な一等地を利用して開館する場合には、その効率性を考慮せざるをえないだろう。自習のための場が重宝に利用されればされるほど、それらの管理のための人手も必要となってくるという事実も忘れてはならない。

「調べ学習の場」は、こうした「利用に結びつかない席・場」とは異なっている。 自発的な学習を支えるための資料・情報・機器を積極的に充実させるとともに、調べ 学習の本質をわきまえた学校教育に理解のある司書等の専門職員を配置し、図書館利 用教育を並行させながら展開するべきところであろう。

一方、児童のみを対象とするコーナー等の配置には、いくつかの考え方がある。児童対象の資料・情報は「児童のみ」が利用すると判断してはならない。主たる利用者は児童であっても、児童の考え方や児童の行動を理解するために、それらの資料・情報にアクセスする成人・学生等が存在する。コーナー等の設置は、利用者を分断し、排除の方向が出てくることもある。こうした意味では、低層書架を利用して区分け程度のコーナー化を試みることだろう。また児童と成人をつなぐティーンズをターゲットとしてコーナーをつくることを試みるのが適当と考える。彼ら・彼女らの旺盛な学習意欲は、成人向けの資料にも手を伸ばせる環境を求めるだろうし、「大人になりきれていない不安定さ」から、児童向けの資料・情報にも関心を抱くという両面性をサポートできるコーナーが望ましい。

今後、総合学習の拠点として図書館の役割は益々拡大すると思われるので、児童室・

調べ学習の場の一体的な確保は、図書館にとって重要な課題である。とりわけ学校でのカリキュラムに合わせた図書、学習資材の整備は、児童・生徒用と教員用とに大分類することや、グループ学習にも対応できる部屋の広さが必要であり、操作のしやすい機器・備品を設置して、博物館などとのネットワークを活用することも必要である。

第6節 職員

新しい図書館の理念を具現化するために、職員組織は三つの職種とボランティアで 構成するものとし、それぞれ次のような条件を具備した人材を採用・配置する。

1 司書職員

司書専門職は、サービス精神に富み、明るく、親切な人柄で、仕事に情熱を持ち、 高度な書誌的知識・技術を修得しているうえに、基礎的なITスキルと企画力を有す ることを基本要件とし、そのうえ、次のいずれかの能力を有する人材。

- 地域(史)資料に関して造詣が深い。
- 子どもの環境や児童書に精通している。
- 得意の専門分野(外国語能力を含む。)を持つ。
- 資料の保存・修理に関して造詣が深い。
- 企画展示等に関する知識・技術(資格)を持つ。



2 技術職員

技術専門職は、コンピュータ又はネットワークに関する高度なITスキルを有し、 実務用のプログラミングができる能力を有する人材。

3 一般職員

一般職は、企画力・交渉力・調整力に富み、特に人事関係事務又は経理関係事務に ついての経験を有し、それらの関係法令にも精通している人材。

4 ボランティア

多様な能力・才能を有するボランティア(館内案内、読み聞かせ、配架整理、図書 資料修理、対面朗読、録音、点訳等)。

多様なサブジェクト・レファレンス・サービスを担当できる学識経験者(名誉教授、 伝統工芸技術保持者等)のボランティア。

第7節 その他

今後、市民に求められる図書館づくりを進めるためには、事業を実施するにあたり、 地域の活性化を目指した地域活動団体や NPO などの活動との連携を重視した施策を 積極的に展開していくことが望まれる。

「市民に求められる図書館検討懇話会」開催経過

◆ 第1回市民に求められる図書館検討懇話会

日時: 平成16年6月6日(日)午後1時30分~ 場所:市立図書館3階会議室

議題: ①教育長あいさつ

- ②委嘱状交付
- ③自己紹介
- 4)会長選出
- ⑤懇話会の役割について
- ⑥市民アンケート調査について
- ⑦その他
- ◆ 第2回市民に求められる図書館検討懇話会

日時: 平成16年9月5日(日)午後1時30分~ 場所:市立図書館3階会議室

議題: ① 今後の図書館のあり方について

② その他

◆ 第3回市民に求められる図書館検討懇話会

日時: 平成16年11月14日(日)午後1時30分~場所:市立図書館3階会議室

議題 ① 市民アンケート調査の分析結果報告について

- ② 提言書の内容構成と執筆について
- ③ その他
- ◆ 第4回市民に求められる図書館検討懇話会

日時: 平成17年1月23日(日)午後1時30分~ 場所:市立図書館3階会議室

議題: ① 提言について

② その他

◆ 第5回市民に求められる図書館検討懇話会

日時: 平成17年2月20日(日)午後1時30分~ 場所:市立図書館3階会議室

議題: ① 提言について

② その他

参考資料2

市民に求められる図書館検討懇話会委員名簿

No.	氏 名	経 歴 等
1	雨森 弘行	名古屋女子大学常務理事総務部長•元三重県立図書館長
2	伊藤 久嗣	鈴鹿国際大学国際学部非常勤講師 四日市市立図書館協議会副会長(H15 年度)
3	伊藤 泰代	元市政モニター
4	伊藤 由美	公立小中学校校長会代表(四日市市立東橋北小学校校長)
5	岡崎 黎子	四日市大学教学部学生課長
6	霜島 茂雄	元市政モニター
7	柴田 正美(会長)	帝塚山大学心理福祉学部教授•前三重大学人文学部教授
8	中井 千保子	図書館ボランティア
9	原豐	三重県立図書館情報サービスグループ主幹兼リーダー

(五十音順・敬称略)

参考資料3

市民に求められる図書館検討懇話会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 市民の高度で多岐にわたる生涯学習を支援するとともに、30 万都市四日市市にふさ わしい図書館のあり方の基本的な考え方を調査研究するため、「市民に求められる図書館検討 懇話会」(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、調査研究した会議の結果をまとめ、四日市市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提言する。

(組織等)

- 第3条 懇話会は、教育委員会が委嘱する委員10名以内によって組織する。
- 2 男女のいずれの委員においても、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。 (任期)
- 第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任することができる。

(会長)

- 第5条 懇話会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その 職務を代理する。

(会議)

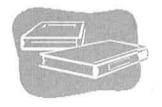
- 第6条 懇話会の会議は、会長が召集し、会長が議長となる。
- 2 懇話会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。 (庶務)
- 第7条 懇話会の庶務は、四日市市立図書館において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年 5月 7日から施行する。



新しい図書館のあり方検討会

報告書

平成22年9月15日

新しい図書館のあり方検討会

1. はじめに

本検討会は、図書館に関するこれまでの検討内容(「市民に求められる図書館検討懇話会」での協議結果等)をふまえた上で、より具体的な検討・検証を行うことにより、四日市市における図書館の今後の方向性について、平成21年9月から検討を重ねました。

2. 検討会経過

回数	開催日	議題の概要	公開非公 開の状況	傍聴 者数
第1回	平成 21 年 9 月 17 日	・委員の委嘱及び役員選出・設置の趣旨説明・市立図書館の現状見学・今後の進め方	公開	3 人
第2回	平成 21 年 10 月 17 日	・楠公民館図書室の現状見学・施設管理者との意見交換	公開	1 人
第3回	平成 21 年 11 月 24 日	・あさけプラザ図書館の現状 見学・施設管理者との意見交換	公開	3 人
第4回	平成 22 年 1 月 14 日	新しい図書館サービスのあり方について(1)他市図書館施設視察の説明	公開	1人
視察	平成 22 年 2 月 9 日	・豊橋市中央図書館視察		
第5回	平成 22 年 3 月 2 日	・視察報告・新しい図書館サービスのあり方について(2)	公開	2 人
第6回	平成 22 年 5 月 27 日	・本市にふさわしい図書館サービスについて(まとめ)	公開	2 人
第7回	平成 22 年 9 月 15 日	・検討会報告書(案) に ついて	公開	4 人

3.「新しい図書館のあり方検討会」での意見について

「新しい図書館のあり 方検討会」では、四日市市における図書館の今後の方向性について検討し、「今後の方向性に関する基本的な考え方」「図書館のサービス業務の充実」「地域の図書館としての役割の明確化」「魅力ある事業の展開」「施設間のネットワークの推進」の5 つに整理を行いました。

① 今後の方向性に関する基本的な考え方

総合メディアセンターよりも社会教育の場として

情報社会である今日、近隣ではI CTを活用した図書館が見受けられますが、現在の四日市市立図書館は、必ずしもその環境が整っている状態ではありません。

そのため、インターネットが使えるパソコンの設置なども考えられますが、無線LANのアクセスポイントを設置し、パソコン所持者が自由にインターネットを利用できるようなサービス提供を行うことや、さらにはCDやDVDの視聴コーナーの設置など、図書館において総合メディアセンターのように様々な機能の設置も考えられます。

しかしながら、本来の図書館のあり方は何かという原点に立ち返ったとき、本市の図書館としては、幼児教育も含めた社会教育の場であるという要素を大切にしていくべきです。

子どもたちにとって良好な読書環境の創出

図書館では児童室へ専用カウンターを新設したり、図書館司書を配置して、今までも子どもたちへのサービス提供を実施してきましたが、今後も引き続き、子どもたちにとって良好な読書環境を整える必要があります。

そのためには、現在の児童室の天井や壁の色彩等をもっと明るくしたり、 畳のスペースをもっと広くしたりして、子どもたちがのびのびと本を読ん だり、楽しんだりできるような環境づくりを積極的に行いながら、子ども たちが本と親しみ、読書を楽しむ機会の提供に努める必要があります。

そのように考えていきますと、図書館の新しい利用者を開拓する(増やす)ことも大切でありますが、高齢層や幼年層など現在よく利用している方々の利用満足度を上げながら、効率よくサービスを提供することも必要です。

② 図書館のサービス業務の充実

「こころの憩いの場」としてのゆったり感の醸成

市民が精神的な面での豊かさを求める今日において、例えば、余暇を得た高齢者などがゆとりのある時間を快適に過ごせる場所となるよう、図書館内の開架書架の高さを低くしたり、書架の間隔を広げるなどのレイアウトの変更を行いながら、来館者がゆったりとした雰囲気を味わうことができるようにする必要があります。

また、そのことに加え、現在、未利用スペースである2階の郷土作家コーナーのスペースや屋上の光庭を新たなスペースとして利用したり、あるいは、あまり利用が図られていない視聴覚室(ホール)をもっと有効に活用することも考えられます。さらには、館内の吹き抜けを利用して大きな樹木を設置したり、空いたスペースに植物を配置して緑を多くするなど、「こころの憩いの場」としての演出の工夫が必要です。

図書館職員(司書)の資質向上

図書館における図書館司書の存在はたいへん重要であります。図書館司書をはじめとする「ひと」を介することにより、市民の方々が改めて本を好きになったり、図書館がより楽しくなったりするため、今後はさらに、図書館司書を含む職員の人材育成に力を入れるなど、その充実に努める必要があります。

多様化する市民ニーズへの対応

市民ニーズに的確に応え、さらに図書館サービスの充実を目指していくためには、現状サービスの改善を図ることも必要です。例えば、市民の様々な生活形態を考慮して、固定している休館の曜日設定の変更の検討や、貸出返却処理のスピード化を図るため、バーコードに代わる「ICタグ」の活用の検討も必要です。また、図書館の利用促進を図るためにはホームページの役割が大きいものの、現在の図書館のホームページでは新着本などの情報がわかりにくいため、情報発信のツールとしてホームページを見直す必要があります。

③地域の図書館としての役割の明確化

市民の様々なニーズに対応するべく、多様な蔵書構成の充実に努めることも必要ではありますが、これからは、四日市における地域の図書館として、地域にまつわる歴史や文化などに関する地域資料を充実させていくべきであります。

そのためには、高度な専門書等は三重県立図書館をはじめとする他の図書館等に任せることも必要であって、それらの図書館等との連携を密にしながら役割分担を行うことも必要です。

また、上記の資料に加え、地域の新聞、あるいは四日市市の行政資料や 市議会の資料など、四日市の図書館ではないと収集できないものを集め、 地域の図書館としての役割を明確にする必要があります。

そして、地域の図書館として、それらの地域資料を収集し、未来に対して保管、蓄積していくという役割を強く認識すべきであります。

④魅力ある事業の展開

図書館の各種事業として、現在、企画展示や講習会などが数多く実施されておりますが、実感としてワクワクするものが少ないと感じています。

その各種事業を魅力的にするためには、例えば、企画展示をはじめとする各種事業のアイデアを市民から募集したり、企画展示等の運営を市民ボランティアが行うことができるような仕組みを設けるなど、市民との恊働によって各種事業の充実を図る必要があります。

また、視察先で行われていたような「図書館まつり」や、館内の企画展示と連携したコンサートなど、図書館を通じて、様々な年齢層の方々や、いろいろな分野で活動している方々など、「ひと」と「ひと」との交流ができるような事業を考えていく必要があります。

また一方で、図書館内の書庫に保管されている図書(閉架図書)も非常に魅力的であるため、閉架書庫の見学ツアーや閉架図書の企画展示を行うなど、図書館の持っている素材を充分活かしながら、新たな図書館の魅力づくりに努める必要があります。

⑤施設間のネットワークの推進

身近な図書館としてのあさけプラザ図書館と楠公民館図書室

あさけプラザ図書館と楠公民館図書室については、それぞれの施設の特色を活かしながら、地域住民にとって身近な図書館として充実する必要があります。例えば、楠公民館図書室では、公民館内にある調理室を利用し、調理の実体験を行いながら読み聞かせを行うなど、それぞれの館にて魅力を高めていく必要があります。

施設間のネットワークの推進

現在、四日市市立図書館・あさけプラザ図書館・楠公民館図書室の3館 のコンピュータシステムの統合を行い、どこの館でも共通に貸出、返却、 検索等のサービスを受けることが可能です。

そのため、今後もさらに、図書館情報のネットワーク機能や物流システムを活かしながら、中央館、地域館としての位置づけを明確にしつつ、自動車文庫の活用も含めてサービス向上に努める必要があります。

また、学校図書館に対して、図書館司書などを通じた支援、連携の強化を行い、児童生徒の「調べ学習」への支援体制の充実を図る必要があります。あわせて、地理的にも近接しているメリットを活かして、市立博物館や市立文化会館など他の公共施設との連携やすみ分けをさらに進める必要があります。

◎最後に

市民が求める図書館を実現するため、上記のような様々な図書館サービスを 展開することが必要です。さらに、市民へのサービスを拡充していくためには、 最新の図書館サービス機能への対応を含め、新しい図書館を建てることについ て、将来的には市としても具体的な計画を立てるべきであります。

新しい図書館のあり方検討会設置要綱

(設置)

第1条 四日市市にふさわしい図書館のあり方を検討するため、「新しい図書館のあり方検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、これまでの経緯や協議結果を踏まえた上で、より具体的な検討・検証を行うことにより、四日市市における図書館のあるべき方向性を取りまとめ、四日市市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に報告する。

(組織)

- 第3条 検討会は、12名程度の委員をもって組織する。
- 2 委員は、学識経験者、関係団体代表者及び市民のうちから教育委員会が委嘱する。 (委員の任期)
- 第4条 委員の任期は1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期 は前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 検討会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は委員の互選とし、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 検討会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 検討会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 検討会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、臨時委員として、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第7条 検討会は、原則として審議会等の会議公開に関する指針に基づき公開する。
- 2 個人及び事業者等に関する情報については、委員の意見により 部分的に非公開とする ことができる。
- 3 検討会を部分的に非公開とするときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、四日市市立図書館において処理する。

(補目11)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会に必要な事項は会長が検討会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成21年9月17日から施行する。

新しい図書館のあり方検討会委員名簿

(五十音順、敬称略)

		名	前	役 職 等
1	伊	52.藤	かずっこれ子	四日市市PTA連絡協議会 副会長
2	方	山やま	大輔	大学生(四日市大学総合政策学部)
3	υŚ	林	けい た 359 慶太郎 ◎	四日市大学総合政策学部 准教授
4	なか 中	井	き保予	図書館ボランティア、四日市市立図書館協議会委員
5	びる	<i>t</i> ≈ ⊞	知 美	四日市商工会議所 青年部副会長
6	※	や谷	* 化	社団法人四日市青年会議所 副理事長
7	前	だ 田	崩奈	大学生(四日市大学総合政策学部)
8	水水	な谷	攀 亨	NPO法人理事長(「 体験ひろば☆こどもスペース四日市」)
9	みず 水	o 野	のが じ 信 治	「 市政ごいけんばん」インターネット モニター
10	<i>*</i>	な谷	蒙 子 ○	四日市市社会教育委員、四日市市立図書館協議会会長
11	やま	方内	**** 富美子	学校図書館ボランティア(八郷西小学校)

◎会長、○副会長

○図書館法

(昭和25年4月30日 法律第118号)

第1章 総則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、社会教育法(昭和24年法律第207号)の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。
- ② 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本 赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

- 第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に 学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむ ね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。
 - 1 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。
 - 2 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 - 3 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談 に応ずるようにすること。
 - 4 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

- 5 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 6 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催 を奨励すること。
- 7 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 8 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育 活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 9 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(中略)

第2章 公立図書館

(設置)

- 第10条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条 例で定めなければならない。
- 第11条及び第12条 削除

(職員)

- 第13条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が 必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。
- ② 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

- 第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。
- ② 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。
- 第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が 任命する。
- 第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第17条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第18条及び第19条 削除

(図書館の補助)

- 第20条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。
- ② 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第21条及び第22条 削除

- 第23条 国は、第20条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の1 に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既 に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。
 - 1 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
 - 2 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
 - 3 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

(後略)

図書館整備状況調査結果 (平成11年~平成27年に竣工した同格都市等または先駆的な新図書館整備事例) (平成27年3月31日現在) 都市な 東京都 府中市 北海道 函館市 福島県 いわき市 群馬県 高崎市 愛知県 岡崎市 愛知県 一宮市 岐阜県 岐阜市 愛知県 大府市 三重県 桑名市 四日市市 人口 269,628人 324,370人 374,905人 380,764人 386,410人 414.574 255.346人 89.423 A 142,544人 312,106人 施設名 函館市中央図書館 いわき駅前再開発ビル「ラトブ」高崎市総合保健センター 図書館交流プラザりぶら(Libra) 尾張一宮駅前ビル(愛称「i-ビル」) みんなの森 ぎふメディアコスモス おおぶ文化交流の杜 ルミエール府中 くわなメディアライヴ 四日市市立図書館 図書館名 府中市立中央図書館 函館市中央図書館 いわき市立いわき総合図書館 高崎市立中央図書館 岡崎市立中央図書館 一宮市立中央図書館 岐阜市立中央図書館 おおぶ文化交流の杜図書館 桑名市立中央図書館 四日市市立図書館 竣工年 平成19年 平成17年 平成19年 平成23年1月 平成20年 平成24年 平成27年(7月18日) 平成26年(7月1日) 平成16年 昭和48年 建物描造 鉄骨鉄筋コンクリート浩等 鉄筋コンクリート告等 鉄筋コンクリート告等 鉄骨造(免震構造) 鉄館コンクリート等 供骨件 鉄筋コンクリート浩等 鉄筋コンクリート造等 CFT構造+鉄骨構造 鉄筋コンクリート造 建物階数 地下1階·地上5階建 地下1階·地上2階建 地上9階建 地上6階建 地上2階建 地上7階建 地上2階 地下1階 地下1階·地上3階建 地上5階建 地下1階·地上3階 敷地面積 5.862.95 m 11,707.81 m 6,272.33 m 12,469.98 m 約25,000.00㎡ 4,339.67 m 14,725.39 m 18,000.00 m 約3,200㎡ 4,738.01 m 約13,500.00㎡ 建築而積 3.614.18m 5.313.23 m 5.533.30 m 4.552.58 m 9.900.00㎡ 2.657.8m3 3.855.49 m 7.363 84 m 1,636.68 m 14,190.17 m 7,686.13 m 46,666,46 m² 20,566.19 m 約18,000,00㎡ 21,406.98 m 15,295.04 m² 13,800.00 m 延床面積 建物全体 8.153.13 m2 4.147.42 m 図書館 6,076.53 m 7.686 13m 8 602 25 m 5 983 17 m 約7,895.00㎡ 6,701.67 m 9,210.30 m $3.650.00 \, \text{m}$ 3,169.06 m2 4,147,42 m 来館者駐車台数 図書館専用 150台 67台 **施設共用** 386台 約450台 71台 400台 180台 300台 300台 38台 30台 提挑駐車場 522台 中央公民館、市民会館 有料駐車の場合、無料時分 30分 120分 120分 120分 120分 60分 120分 _ 存中市市民会館 **奇業施設** 崎市総合保健センタ 「民活動総合支援センター ル・スタジオ 複合施設 民間事務所 岡崎むかし館 市民活動交流センター 会議室·学習室 人権センター 商工会議所 内田修ジャスプコレクション 市民活動支援センター 多文化交流プラザ 多目的ホール ノストラン ほか ホール・スタジオ録音室ほか 子とも一時預かり旅設 スタジオ(会議室)ほか 託児室 タリーズコーヒー ビジネス支援センターほか 託児施設 最寄駅徒歩時分 市電:五稜郭駅から 15分 いわき駅から 1分 高崎駅から 15分 東岡崎駅から 20分 一宜駅直結 JR・名鉄岐阜駅から 25分 大府駅から 30分 京王線府中駅から 7分 JR・近鉄桑名駅から 6分 近鉄四日市駅から 15分 計画蔵書数 開架 330,000冊 179,000冊 240,000冊 430,000冊 315,000冊 280,000冊 450,000冊 170,000冊 140.000∰ 閉架 400,000冊 750,000∰ 400,000冊 685,000冊 320,000冊 450,000冊 230,000⊞ 160,000冊 計770,000冊 650.000∰ 400.000 FF 640.000∰ 300.000∰ 230.000∰ うち自動書庫 160 000 111 現在藏書数 開架 336,369₩ 252.039₩ 240,000∰ 318,031冊 401,484冊 約280,000冊 352,670冊 170,000冊 185,289₩ (本館のみ) 146 000冊 352,820₩ 282,936₩ 閉架 613,105冊 255,000₩ 383.467₩ 約229,000冊 32,572冊 100,000冊 132,050冊 (本館のみ) 249,150冊 うち自動書風 569,714冊 215,000冊 275,271冊 277,521冊 約204.000冊 100.000∰ 132,050冊 閲覧席数 223席 400席 80席 620席 165席 192席 一般書 727席 88席 102席 100席 36席 尼童書 44席 80席 48席 125席 37席 40席 82席 12席 40席 12席 20席 区分なし 50席 青小年事 15度 全体で500席 点字録音 対面朗読 6席 10席 4席 2席 対面朗読 2室 対面朗読 4席 5席 6席 2度 5度 (共用) 13席 6ブース 8度 CD 視聴覚ブースとして10席 24席 (20人分) 26席 10席 (共用) 13席 DVD (上記に含む) 12席 インターネット閲覧席(備付PC) 17席 12席 20席 16席 22席 10席 10席 15席 3席 (特认PC用 学習室のみに設置 18度 (持込パソコン室) 20席 10席 12底 6席 学習席 146席 5席 160席 18席 120席 90席 48席 196席 (持込PC用) 32度 有・無 有 無 ICタグ使用の有無 有·(無 有)無 有)無 (有) 無 有)無 (有)・無 有・無 有·無 自動貸出設備の有無 有 無 有)無 有 有無 有・無 有 無 有 無 有)・無 有・無 有)無 カウンター業務等、移動図書 貸出·返却、曹架整理、分館 平成17年度より窓口業務を 直営 貸出・返却、配架等を委託。 一次選書・除籍、貸出・返 返却資料の分類(予約割当、 来館者サービス全般を委託。 貸出·返却、書架整理、講 運営形態 の搬送等を委託。 委託。 平成27年度より来館者サー 館車運行業務等を委託。 | 却・配架、レファレンス、テーマ | 回送などの仕分け)、新聞配架 | 展示、移動図書館業務等を委 | を委託。 室、展示等を委託。 ピス全般を委託。 9:00~22:00 9:00~21:00 開館時間 9:30~20:00 10:00~21:00 10:00~20:00(火曜~金曜) 9:00~21:00 9:00~20:00 9.00~20.00 9:00~21:00 9:30~19:00(学習室17:00) 土目 9:00~22:00 9:30~20:00 10:00~土21:00、日18:00 10:00~17:00(月曜含む) 9:00~21:00 9:00~21:00 9:00~20:00 9:00~20:00 9:00~21:00 9:30~17:00 祝日 9:00~22:00 9:30~20:00 10:00~18:00 10:00~17:00 9:00~21:00 9:00~21:00 9:00~20:00 9:00~20:00 9:00~21:00 9:30~17:00 ·第1·第3月曜日 ・第1火曜日、第3月曜日・その・水曜日、毎月最終金曜日 ·毎月最終月曜日 毎月最終水曜日 • 無月最終火曜日 •水曜日 第3月曜日 水曜日 ·月曜日、第二·第四火曜日 定期休館日 年末年始12/29~1/3 年末年始12/29~1/3 年末年始 年末年始12/31~1/3 - 蔵書点檢6/1~5 年末年始 ・祝日の翌日 - 年末年始 12/29~1/3 藏書点検5/28~6/2 ·藏書点檢(春·秋各10日以 ・蔵書点検 ·12/29~1/4 年末年始12/29~1/3 ·藏魯点検(6月·約10日) ·蔵書点検5/22~26 藏書点検(10月第3月曜日 ·藏書点檢3/3~10 その翌日・その翌日) 貸出登録者数(千人)H25実績 178.4 158.6 158.4 124.1 70.7 159.7 187.1 43.4 87.8 (あさけプラザ図書館も含む) 85.6 年間貸出冊数(千冊)H25実績 1.569 2 369 2,450 3,030 1,312 503 2,416 1.497 1,212 (あさけプラザ図書館も含む) 967

※ 貸出実績は、日本図審館協会「日本の図書館〔統計と名簿〕2014」より市全体の数値。 (四日市市の貸出実績は、市立図書館とあさけプラザ図書館の合計。)

教育委員会図書館